

農林水産部のあゆみ



はじめに

本県の農林水産業は、沖縄戦により、農業は、物的生産条件が破壊、消失するとともに、広大な土地が接収されたことで、文字通りゼロからの再出発を余儀なくされました。また、林業では乱伐による森林資源の荒廃、漁業においては、米軍の演習等により操業が制限されるなど、厳しい状況にありました。加えて、台風、干ばつ等厳しい自然環境や、島しょ性、特殊病害虫の発生地域国との隣接、本土市場との遠隔性など、多くの制約条件を抱え、厳しい生産環境下にありました。

復帰以降、本県では、これらの課題を克服するため、各種生産基盤の整備や生産振興対策を積極的かつ総合的に推進し、亜熱帯海洋性気候や地理的特性などを最大限に生かした持続可能な農林水産業の振興を目指して取り組んできました。

ここでは、これらの取り組みを含む、復帰後50年の農林水産分野における施策の成果と課題を概観するとともに、次世代に継承する活力ある農林水産業に向けた今後について、展望してみたいと思います。

〔農業〕

1 農政の総合的推進

(1) 農業振興地域制度

昭和30年代のわが国経済の高度成長に伴い、農地の無秩序な開発やかい廃が進められ農地管理の粗放化を招いたことから、1969（S44）年に優良農地の保全と効率的利用を図る観点から「農業振興地域の整備に関する法律」が制定されました。

本県においては、1972（S47）年5月の復帰に伴い同法が適用され、1973（S48）年3月に「沖縄県農業振興地域整備基本方針」を策定。その後、同法の一部改正に伴って随時

変更を行い、直近では2022（R4）年5月に基本方針を変更しています。

一方、市町村の農業振興地域の指定は、1972（S47）年度に10市町村、1973（S48）年度15市町村、1974（S49）年度15市町村、1975（S50）年度7市町村、1985（S60）年度1村の指定を行いました。その後の市町村合併に伴い、現在、那覇市、浦添市、宜野湾市、北谷町及び嘉手納町を除く36市町村において指定が行われ、各市町村農業振興地域整備計画に基づき、農業生産基盤整備等各種事業の推進がなされています。

最近の基本計画によると、36市町村の農業振興地域の総面積は、13万3,118haで、全県総面積の約58.3%となっています。

このうち農用地等として利用すべき土地の区域である農用地区域面積は6万4,161haで、全農業振興地域に占める割合は約48.2%となっています。

しかしながら、農用地区域面積は2000（H12）年度・6万8,472ha、2010（H22）年度・6万5,040ha、2020（R2）年度・6万4,161haと減少を続けており、農用地の保全とその他の土地需要との調和をいかに図るかが課題となっているところです。

優良農地を可能な限り保全・確保する観点から、今後とも農業振興地域制度の適切な運用を図り、農業外の土地需要については、農用地区域外への誘導を図るよう努めていきます。

(2) 農地法の適用

ア 復帰から現在まで

復帰に伴う農地法の適用については、農地法に相当する法令が本県に存在していなかったこと、本県の農地については、他府県には見られない特殊性が存在すること等にかんがみ、いくつかの特別措置法が講じられました。

農地法の適用により、農地の権利移動及び転用、小作地等の所有制限、農地の利用関係の調整等の規制を受けることになり、本県の農地行政は大きく変わりました。

1972（S47）年度に約4万5,900haであった農地は、2021（R3）年度には約3万6,500haとなっています。2019（R1）年度における農地転用面積は、270.1haで、用途別みると、住宅用地で60.2ha（22.3%）、公共施設用地で5.2ha（1.9%）、工鉱業用地で1.5ha（0.6%）、商業サービス等用地で21.6ha（8.0%）、その他の農業用地で70.7ha（26.2%）、植林（原野化）で110.7ha（41.0%）、その他0.2ha（0.1%）となっています。

イ 今後の展望

本県において、農地法が適用された時期は、全国的には、自作農主義から農業経営の規模拡大及び農地の集団化等を

促進するための借地による農地の流動化が求められた時代であり、1980（S55）年に「農用地利用増進法」が制定されて以降は、農地の流動化施策が制度的に一層推進されてきたところです。

今後の農業行政は、農業従事者の高齢化や農業就業者の担い手不足等による耕作放棄地の発生など多くの課題を抱える中、農地の集積・集約化等と併せ、新規就農者の確保・育成等を図り、農地利用の最適化を推進するなど、地域農業の持続的な維持発展と生産基盤の確立を目指した取り組みを推進していきます。

(3) 農地保有合理化事業

(2014（H26）年度より農地中間管理事業）

ア 復帰から現在まで

農地保有合理化事業は、農業における零細経営、零細土地保有をより効率的な農業生産が展開できるような保有形態に合理化し、農業経営の規模拡大と農地の集団的利用を実現するため、農地法改正（1970（S45）年）により創設され、営利を目的としない農地保有合理化法人が農地を買い入れ、または借り入れ、一定期間保有した後、担い手農家に対して売り渡し、または貸し付けを行うものです。

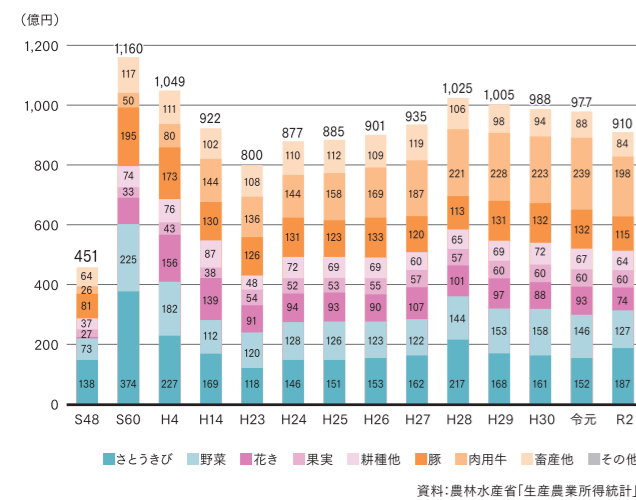
1972（S47）年からの農地法の適用に伴い、本県の農地保有合理化法人として、財団法人沖縄県農業開発公社が1973（S48）年8月に設立されました。当時の社会情勢として、農業従事者の兼業化、労働力不足、高齢化の進行等の背景があり、農業担い手の確保が緊急な課題とされました。対策として、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営者を育成し、これらの農業経営者が農業生産の相当部分を担うような農業構造を早急に確立することが求められました。

1993（H5）年に農地保有合理化事業と併せて、効率的かつ安定的な農業経営の育成目標を明確にした「農業経営基盤強化促進法」が施行され、県農業開発公社は新たに同法に基づく農地保有合理化法人に指定され、1973（S48）年度の法人設立以来、農地保有合理化事業により2013（H25）年度までに約6,300haの農地を担い手に集積してきました。

一方、国は、2013（H25）年度に担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の解消を加速化するため、農地中間管理機構制度を創設し、10年間で全国の耕地面積のうち担い手が利用する面積の割合を5割から8割に引き上げるという目標を定め、これまでの農地保有合理化事業を一新し、新たに農地中間管理事業を全国で施行することとなりました。

本県においても「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、2013（H25）年度に「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」を策定し、2014（H26）年3月に公益財団法人沖縄県農業振興公社（2013（H25）年に「財団法人沖縄県農業開発公社」から変更）として県から「沖縄県農地中

農業産出額の推移



間管理機構」の指定を受け、2014（H26）年度より、リタイアする農業者の農地や地域内で分散・錯綜して利用されている農地等について、農地中間管理機構が出し手から借り受け、公募により選定された受け手への農地の貸し付けを行う農地中間管理事業を開始しました。

本県の中間管理事業の実施においては、狭隘な農地が多く、不在地主や相続未登記地等の課題がある中で、県、農地中間管理機構、市町村、農業関係団体が連携し、農地の借り受けや、担い手へ貸し付けによる農地集積の推進に懸命に取り組んでいます。

2014（H26）年度の事業開始時においては、出し手からの借り受け19人、17.9ha、受け手への貸し付けが7人、11.1haでした。県・沖縄県農地中間管理機構・関係機関等の連携により事業を展開し、2021（R3）年度実績として、出し手からの借り受け481人、258ha、受け手への貸し付け436人、293.3ha、事業開始以来の累計は貸し付けで1,855人、1077.6haと担い手へ農地の集積を年々伸ばしているところです。

近年、高齢化・人口減少が本格化する中で、耕作放棄地の拡大がさらに加速化しており、2015（H27）年農業センサスにおいて本県の耕作放棄地は2,445haになっています。耕作放棄地化を防止・解消するためには、リタイアする高齢農家等の農地を担い手に集積することが緊急の課題であり、当該事業の推進はより必要性を増しています。

イ 今後の展望

全国的な高齢化・人口減少をうけ、地域の農地が適正に利用されなくなることが懸念され、農地の集約化に向けて取り組みを加速化することが喫緊の課題となっています。

これらの課題解決のため、「改正農業経営基盤強化促進法」（2023（R5）年度より施行）において、地域農業の将来のあり方等を地域計画（法定化された人

農地プラン）として定めており、農地中間管理機構は、地域計画において担い手への農地の集約化を推進するための中心的役割を果たすことが謳われ、今後、ますます農地中間管理事業の重要性は高まっていくことが考えられます。



農地中間管理事業PRチラシ



農地中間管理事業公募開始セレモニー 2014（H26）年6月

（4）農業制度金融

農業は、自然条件に左右される豊凶変動、農産物価格変動等のリスクや、他の産業に比較して経営基盤が弱く、低収益性、信用力の脆弱性、さらには投資の回収期間が長い等、一般金融での資金調達には不利な側面があることから、これを補完し有利な条件で円滑に資金調達ができるよう設けられたのが農業制度金融です。

一方、農業制度金融は補助事業に比較して行政の介入度が低く、農業者の自主性をより生かした政策誘導ができるため、個別農業経営体の近代化のための投資等、私的資本形成の分野で主たる役割を担っているほか、本来、補助事業が対象としている分野においても、補助残融資等の形でこれを補完しています。

本県の農業制度金融は、財投資金を原資とし、比較的償還期間の長い沖縄振興開発金融公庫の農林漁業資金、農協等民間金融機関の貸し付けに利子補給を行う農業近代化資金等があります。それぞれの目的に応じて農業者へ貸し付けされており、本県農業の発展に寄与してきました。なお、県が直接貸し付けを行っていた農業改良資金は、法改正により2010（H22）年に沖縄振興開発金融公庫による貸し付けへと移行しました。

農業制度資金の貸付額は、1972（S47）年の復帰以後、1985（S60）年までは増加基調にありましたが、その年の102億円をピークに減少傾向となり、1999（H11）年には28億円にまで落ち込みました。その後は横ばい傾向で推移していましたが、近年はやや増加傾向にあります。この状況は今後も続き、災害等で資金需要の変動はあるものの、全体的には現状維持で推移していくものと見込まれます。

なお、2020（R2）年より世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の影響で経営状況が悪化した農業者等に対して、2年間で50億円を超える資金が貸し付けされるなど、農業制度金融は今後も本県の農業の発展と経営の安定化に大きな役割を担っていくことが期待されます。

2 農業生産の基礎条件の整備

（1）農業構造改善事業等

ア 復帰から現在まで

本県における農業構造改善事業は、1972（S47）年の復帰の年からスタートしており、本土農業との格差是正及び新しい県づくりを目指して、本土の農業構造改善事業とは区分し実施されてきました。

まず、「沖縄農林漁業構造改善緊急対策事業」（1972（S47）～1980（S55）年度）をはじめとして、「沖縄農業構造改善緊急対策事業」（1977（S52）～1987（S62）年度）、「沖縄農業構造改善モデル地区整備特別対策事業」（1981（S56）～1988（S63）年度）、「沖縄新農業構造改善緊急対策事業」（1983（S58）～1992（H4）年度）、「沖縄農業構造改善緊急確立モデル事業」（1988（S63）～1995（H7）年度）、「沖縄農業活性化構造改善特別対策事業」（1992（H4）～1999（H11）年度）、「沖縄農業基盤確立農業構造改善事業」（1996（H8）～2000（H12）年度）、「経営構造対策事業」（2000（H12）～2004（H16）年度）、そして、強い農業づくり交付金の取り組みの一つ（2005（H17）～2010（H22）年度）として時々々の社会経済情勢に対応して実施され、現在は「特定地域経営支援対策事業」（2011（H23）～2031（R13）年度予定）を実施しています。

また、2012（H24）年度から沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用し、「災害に強い栽培施設の整備事業」（2012（H24）～2017（H29）年度）、「災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業」（2018（H30）～2021（R3）年度）、そして現在は「沖縄型耐候性園芸施設整備事業」（2022（R4）～2031（R13）年度予定）により、強化型パイプハウスや平張施設の園芸施設整備に取り組んでいるところです。

これらの事業の実施により、生産の組織化、土地基盤、農業近代化施設、農村環境施設等の整備が進められ、中核的農家（担い手）の育成と生産性の高い生産構造の形成及び土地利用型農業の構造改善の促進、並びに資本集約型農業の振興による複合経営の確立が進展し、沖縄の特性を生かした亜熱帯農業の確立に大きく寄与してきたところです。

イ 今後の展望

本県農業をめぐる情勢は、農業従事者の高齢化、新規就農者の減少、国内外の産地間競争等、厳しいものがあり、このような中で農業農村の活性化を図ることが喫緊の課題となっています。

その課題の解決に向けて、「特定地域経営支援対策事業」においては、引き続き意欲ある多様な経営体の育成・確保を目的に、農業経営の規模拡大や多角化・複合化等の取り組みに必要な生産施設、加工施設等の整備支援を行い、「沖縄型

耐候性園芸施設整備事業」では沖縄県園芸戦略品目の生産基盤を確保し、園芸品目の安定生産及びブランド化に向けて取り組みます。

（2）農村環境の整備

ア 今日までの農村整備について

本県における復帰後の農村の生活環境整備は農村総合整備事業、集落地域整備事業、農業集落排水事業により、主に農業集落道路、排水路、コミュニティー施設、公園、街灯及び農業集落排水（農村下水道）等が整備されてきました。その結果、復帰当時と比べ農村の生活環境は改善されてきました。特に農村の集落排水（下水道）の整備率は、2001（H13）年度時点で全農業集落の約19%でしたが、2020（R2）年度には77.7%まで向上しました。

また、平成の初期には海域への赤土流出が社会的な問題となり、対策として農地の勾配修正やグリーンベルトの設置、沈砂地の整備といった水質保全対策事業を1993（H5）年度から開始し、2020（R2）年度までに必要な整備面積の内36.9%の対策を行ってきました。

以上のようなハード面での農村環境の整備が進んでいく一方で、農村地域や中山間地域においては、復帰後、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う耕作放棄地の増加や集落機能の低下により、地域の農業・農村が持つ多面的機能の発揮に支障が生じてきました。この状況にかんがみ、1994（H6）年度から「ふるさと農村活性化基金事業」、2000（H12）年度から「中山間地域等直接支払事業」、2007（H19）年度から「農地・水保全管理活動支援事業」（2014（H26）年度に「多面的機能支払交付金事業」に移行）を開始し、地域ぐるみで行う農業生産活動、農道・水路等の維持管理や地域における農業と密接にかかわる文化の継承等の地域活動を支援してきました。また、耕作放棄地の解消と担い手への当該農地の集積・集約を図るため、2008（H20）年度から2018（H30）年度まで「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業」を実施し、以降は県の独自事業として「荒廃農地利活用促進事業」を実施しています。

農山漁村の持つ多面的機能を活用した都市と農村の交流促進については、2016（H28）年度に「沖縄県グリーン・ツーリズムネットワーク」を設立し、研修プログラムの作成や各種研修会を開催する等、グリーン・ツーリズム実践者の資質向上と実践団体の連携体制の構築に取り組んできました。

加えて、農林水産業とかわりを持ち、地域が誇れる魅力ある農山漁村を形成する地域や団体を「沖縄、ふるさと百選」として知事認定し、県民に広く紹介することによって、農山漁村への理解醸成を図っており、2021（R3）年度末までに136団体・地区を認定しました。

イ 今後の農村整備について

農村は、食料生産だけでなく国土保全や保養、伝統の継承の場としても重要です。そのため、今後も農村が有する豊かな自然環境や沖縄らしい風景、歴史・文化など地域資源の保全・活用を図り、多面的機能の維持・発揮に取り組んでいく必要があります。また、農地の集積を促進し、耕作放棄地の発生防止と解消に取り組むとともに、グリーン・ツーリズム等を促進し、都市住民や観光客との交流機会の増大、就業機会の創出等による経済活動の拡充に取り組んでいきます。

農村の住み良い生活環境を確立するために整備された集落排水施設、集落道路、集落防災安全施設等は、今後は経年劣化に伴い機能が低下していくことから、適時適切な保全管理を行い、施設の長寿命化を図っていきます。

また、今後は環境と調和した持続可能な農業の振興を図る必要があります。そのため、水産業や観光産業に大きな影響を与えている農地からの赤土等の流出を防止する各種整備を積極的に行っていきます。



今帰仁村今泊集落道路

(3) 農業生産基盤の整備
ア 復帰から現在まで

本県の農業生産基盤整備は、3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画、沖縄21世紀ビジョンに基づき、農業機械の効率的な利用の促進及び農用地の高度利用と生産性の向上、付加価値の高い農作物の導入、計画的生産・出荷等を図ることにより、農家所得の向上を目指して積極的に取り組み、ほ場や農道・畑地かんがい施設等を着実に整備してきました。

特に、ほ場整備の整備率は1971(S46)年度の2.7%から1991(H3)年度には40.1%、2020(R2)年度には63.8%まで向上し、かんがい施設の整備率は1971(S46)年度の0.5%から1991(H3)年度には15.7%、2020(R2)年度には50.4%まで向上しました。

イ 今後の課題・展望

ほ場整備については4割弱、かんがい施設整備については5割弱が未整備であり、今後も担い手の経営力強化のため、

さらに基盤整備を進めていく必要があります。

スマート農業の進展等を見据えつつ、担い手への農地の集積・集約化や営農の省力化を進めるため、農地の整形と大区画化に取り組んでいきます。また、地下ダム等の農業用水源整備と併せた畑地かんがい施設整備により、作物の増収と品質向上を図りつつ、高収益作物の導入や新たな産地形成を促進し産地収益力の向上に取り組んでいきます。



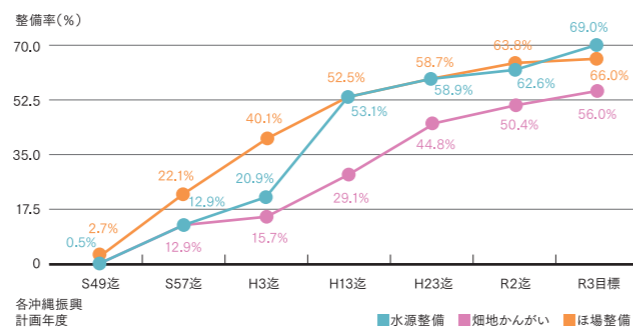
農業用水源として整備された底原ダム

農業農村基盤整備事業の計画と実績

事業工程	単位	沖縄21世紀ビジョンにおける整備率		基準年		沖縄21世紀ビジョン実施計画の目標				令和2年度迄の実績等				
		平成22年度迄の整備率(%)	平成28年度迄の整備率(%)	平成28年度迄の目標整備率(%)	令和3年度迄の目標整備率(%)	令和2年度迄の目標整備率(%)	令和2年度迄の整備率(%)	令和2年度迄の達成率(%)	令和2年度迄の整備率(%)					
農林水産物の安全・安心の確立														
水質保全対策整備量	ha	17,600	5,749	32.7	7,200	41.0	8,800	50.0	6,496	36.9	73.8			
農林水産業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化														
耕作放棄地解消面積	ha	700	140	20.0	350	50.0	700	100.0	352	50.3	50.3			
亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備														
農業用水源施設整備	ha	38,600	22,743	58.9	24,700	64.0	26,700	69.0	24,157	62.6	90.5			
かんがい施設整備	ha	38,600	17,294	44.8	19,200	50.0	21,600	56.0	19,459	50.4	90.1			
ほ場整備	ha	32,800	19,260	58.7	20,200	62.0	21,600	66.0	20,932		96.9			
フロンティア型農林水産業の振興														
汚水処理人口普及率(農業集落排水施設整備)	人	100,320	-	-	-	-	79,214	79.0	77,905	77.7	98.3			
グリーン・ツーリズムにおける交流人口	万人	13	4	-	7	-	13	-	0.8	-	6.2			

*各振興計画時における整備率は、沖縄21世紀ビジョン実施計画における要整備量を分母としている。

農業生産基盤の整備実績と目標



(4) 土地改良施設等の管理
ア 復帰から現在まで

本県の農業農村基盤整備事業は、1972(S47)年度から2021(R3)年度までに第1次、2次、3次の沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画、沖縄21世紀ビジョンに基づき、積極的に推進され、34市町村において、2021(R3)年度までに約1兆5,688億円の事業費が投じられ、多くの土地改良施設や農地を保全するための施設が造成されました。

土地改良施設にはダム、頭首工、用水路、揚水機場、畑地かんがい施設、農道等があり、事業主体も、国営事業、県営事業、市町村営事業、土地改良区営事業等さまざまです。

管理は国営事業で造成した施設のうちダム、頭首工、井堰等は県が、その他の施設は土地改良区が管理しています。また、県営事業で造成したダム、頭首工、畑地かんがい施設、農道等は市町村及び土地改良区が管理しています。市町村営事業で造成した施設は市町村が自ら管理し、土地改良区営事業で造成した施設は土地改良区自ら管理しているものと市町村に譲渡して市町村が管理しているものがあります。

農地を保全するための施設には、海岸保全施設や地すべり防止施設が挙げられます。これらの施設の造成及び管理は県が行っています。

施設の管理費については、それぞれの管理主体が毎年度予算措置して管理しています。

造成後10年以上が経過すると、土地改良施設等に経年的な劣化や機能の低下が生じてきたことから、2004(H16)年度から各種ストックマネジメント事業を開始しました。これにより2022(R4)年度までに47地区の施設の機能診断を実施し、16地区の施設の補修・更新を行ってきました。

イ 今後の課題・展望

本県の農業農村整備は、今後とも国、県、市町村、土地改良区等により進められる予定であり、施設の数、維持管理の費用及び労力のさらなる増加が見込まれています。

今後は、施設の点検、機能診断、監視等を通じた補修、更新により、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理の徹底に取り組んでいきます。また、頻発化、激甚化する豪雨や地震等の災害に適切に対応し、施設の耐震化等を図り、安定した農業経営の実現に取り組んでいきます。



サトウキビに散水される農業用水

(5) 草地開発整備事業

本県においては、肉用牛及び酪農経営に必要な飼料生産基盤の整備は、復帰とともに事業を開始し、畜産物の安定的供給、畜産経営の合理化を図るため、1976(S51)年度から開始した「畜産基地建設事業」により約338億円の事業費を投入し、7区域で畜産基盤の整備を実施しました。引き続き、1993(H5)年度からは「畜産基盤再編総合整備事業」を開始し、離島地域を中心に草地造成、農業用施設、農機具等を一体的に整備し、2021(R3)年度までに16地区完了し、4地区が継続中です。当該事業により2022(R4)年度までに約219億円の事業費が投入される予定です。

2021(R3)年度の飼料作物作付け面積は約5,871haで、このうち草地開発整備事業により約5,495ha造成し、粗飼料の低コスト生産と飼料自給率の向上を図っているところであり、その成果として、肉用牛の飼養頭数は、1972(S47)年の2万6,869頭から、2021(R3)年には7万3,126頭と3倍に増加しています。



放牧風景・八重山

3 家畜伝染病予防事業

家畜伝染病予防事業は畜産課、家畜保健衛生所、家畜衛生試験場を中心に、畜産農家に寄り添いながら家畜防疫衛生指導を推進しています。県の優先機関とする家畜保健衛生所

は、1972（S 47）年の本土復帰に伴い、「家畜保健衛生所法」に基づいて沖縄本島の恩納村以北を管轄する北部家畜保健衛生所とうるま市以南を管轄する中央家畜保健衛生所が設置され、宮古及び八重山に中央家畜保健衛生所の支所が設置されました。1992（H4）年には行政組織機関設置条例の一部改正により、それぞれの支所は宮古家畜保健衛生所及び八重山家畜保健衛生所に格上げされました。

当時の「家畜伝染病予防事業」では、家畜伝染病の予防が主体であり、豚については豚コレラ（現在の豚熱）及び豚丹毒、鶏についてはニューカッスル病などの伝染病予防に取り組み、牛については流行熱、イバラキ病やアカパネ病の予防注射、結核、ブルセラ病、ピロプラズマ病、トリコモナス等の検査、並びに沖縄独特の疾病であるステファノフィラの投薬、オウシマダニの撲滅を図るダニ駆除事業等の防疫業務を実施しました。ダニ駆除事業においては、オウシマダニの根絶を目的とし、1954（S 29）年の薬浴槽の設置を皮切りに、本土復帰直前の1971（S 46）年からは国庫補助事業として開始されましたが、薬剤耐性で困難を極めました。フルメトリン製剤を用いたブアオン法による画期的なダニ駆除法が実用化され、ダニ駆除は一気に加速、1999（H 11）年4月に沖縄県におけるオウシマダニ撲滅が成し遂げられました。

一方、沖縄県家畜衛生試験場では、1972（S 47）年の復帰に伴い、県条例及び行政組織規則が制定され、主に生物学的製剤を製造する琉球家畜衛生試験場は、沖縄県家畜衛生試験場に改称され、牛バベシア病予防のための不活化ワクチン開発、牛アルボウイルス性疾病の疫学的解明、牧場におけるオウシマダニ清浄化判定技術の確立などの研究を行い、中でもオオシマダニに関する一連の研究は撲滅達成に際する理論的根底をなすものでした。その後は試験研究を推進するとともに病性鑑定業務を推進しています。

県内のこれまでの重大な家畜伝染病の発生は、1970（S 45）年頃に沖縄本島北部の養鶏農家においてニューカッスル病や、1986（S 61）年には沖縄本島の養豚場で21年ぶりに豚コレラの発生がありましたが、家畜防疫員や関係者が迅速な防疫措置を行ったため、コレラ伝染病を収束することができ、以後の畜産発展に大きく貢献することができました。

最近では、豚コレラ（以下、豚熱）が2020（R 2）年1月に沖縄本島中部地域の養豚場で33年ぶりに発生し、計1万2,381頭が処分などの防疫措置を講じ、同年4月には収束することができました。2020（R 2）年3月から豚熱ワクチン接種推奨地域である沖縄本島で接種を継続しており、現在、豚熱の再発は見られていません。

2003（H 15）年には「食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律」により家畜伝染病予防法が改正され、「特定家畜伝染病（牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原

性鳥インフルエンザその他特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるもの」の指針作成・公表及び飼養衛生管理基準の設定により、家畜の所有者に当該基準の遵守が義務づけられ、各畜種農家への飼養衛生管理基準の遵守徹底指導を実施しています。

その後、県では、特定家畜伝染病の豚熱が2020（R 2）年に発生したことなどをを受け、現在、有事に備えた防疫措置体制の構築や農家への飼養衛生管理基準遵守指導の徹底を重要な優先業務とするとともに、農家の生産性に大きな影響を及ぼす家畜伝染病の発生、あるいはまん延防止のため、家畜伝染病予防事業を推進しているところです。

4 ミバエ類・ゾウムシ類の根絶

ア 復帰から現在まで

復帰当時、沖縄県には柑橘類やウリ類等の大害虫であるミバエ類（ミカンコミバエ、ウリミバエ）が生息していたため、多くの果樹・果菜類が直接的被害を受けるばかりでなく、植物防疫法によって県外への移動が禁止または制限され、農業振興上、大きな問題となっていました。

その対策として、県では沖縄振興開発特別措置法に基づく国庫補助事業として、両ミバエの根絶事業を開始し、ミカンコミバエについては1986（S 61）年、ウリミバエについては1993（H 5）年に沖縄県全域から根絶しました。

根絶事業は、世界的にも類例の極めて稀な方法、すなわち、ミカンコミバエについてはオス除去法、ウリミバエについては不妊虫放飼法により、技術の開発と並行して推進されました。

両害虫の根絶達成により、植物防疫法による規制が解除され、マンゴー・ゴーヤーなどの果実・果菜類の県外出荷が可能となったことにより、本県の農業振興に大きく寄与しています。

また、ミバエ類の根絶後は、かんしよの大害虫であるゾウムシ類（アリモドキゾウムシやイモゾウムシ）についても、1994（H 6）年から根絶事業を開始しました。アリモドキゾウムシについては、オス除去法及び不妊虫放飼法により、2013（H 25）年に久米島、2021（R 3）年にうるま市津堅島で根絶を達成し、甲虫類としては、世界で初めての根絶事例となりました。



アリモドキゾウムシ

なお、イモゾウムシについては、モニタリング技術や大量増殖技術の確立等の課題も多いため、まだ根絶には至っておらず、両島で根絶事業を継続中です。

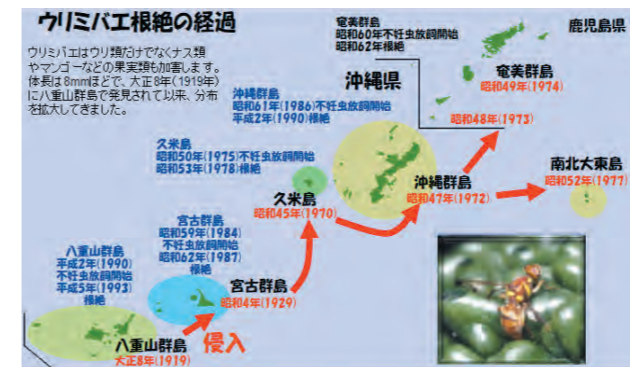
イ 今後の展望

根絶した両ミバエ類は東南アジア地域に広く生息しており、再侵入の危険性が高いことから、引き続き現在も侵入警戒調査と侵入防止防除を継続的に実施しているところです。

しかし、近年、特にミカンコミバエについては、再侵入が増加傾向であり、再定着をさせないように早期発見・早期防除を実施するためには、これまで以上に関係者間の連携や防除に対する住民の理解・協力等が必要となっています。



ミカンコミバエ根絶の経過



ウリミバエ根絶の経過

5 農業生産の振興

(1) さとうきびの生産振興

ア 復帰から現在まで

さとうきびは復帰以前から本県の気候風土に適した作物として栽培され、地域経済を支える重要な基幹作物として定着し、増産されてきました。

復帰後は「甘味資源特別措置法」の適用により県全域が生産振興地域の指定を受け、「砂糖の価格安定等に関する法律」(2000（H 12）年に「砂糖の価格調整に関する法律」に改正）に基づき原料価格が支持される等、さとうきび農家の農業経営の安定、農業所得の確保が図られています。

2022（R 4）年現在、さとうきび栽培面積は、約1万7,000haで農作物の作付面積の約53%を占め、栽培農家数は約1万3,000戸、粗生産額は約187億円、農業粗生産額の約21%を占めるなど、本県農業の基幹作物となっています。

県においてはこれまで、さとうきびの生産振興を図るため、かんがい施設等生産基盤の整備をはじめ、収穫機械等の導入及び優良種苗の普及事業等を実施してきました。

イ 今後の展望

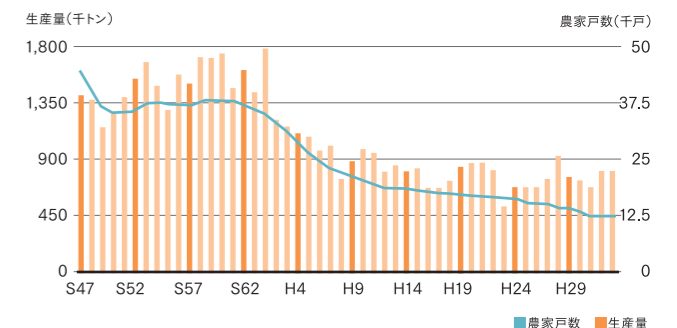
近年、さとうきびの生産は、さとうきび作農家の高齢化、兼業化、担い手不足及び機械化の後れ等により、耕作放棄地や粗放栽培畑の増加等が見られます。

さらに、国内における砂糖需要の減少や内外価格差等から、生産コストの低減、品質向上及び製糖企業の合理化を図ることが一層強く求められています。

このため、さとうきび生産振興対策として、かんがい施設等の整備、機械化の推進に加え、優良品種の開発・普及、高品質栽培技術等の確立等、諸施策を総合的に推進し、生産性及び品質の向上を図っていきます。

併せて、さとうきび生産法人や複合経営農家等の担い手の育成を図るため、農地の利用集積による規模拡大、機械化一貫作業体系の導入による省力化・低コスト化を図り、安定したさとうきび生産の実現に努めていきます。

さとうきび生産量・農家戸数の推移



ハーベスタ収穫の様子

(2) 野菜の生産振興

ア 復帰から現在まで

野菜の生産は、人口増による需要の増加に支えられ、1970（S 45）年には、3,450ha、7万 8,000t まで拡大し、復帰後は諸施策の強力な展開と石油ショックを契機とした冬春期のかぼちゃ、さやいんげん等、県外出荷野菜の生産拡大に支えられ、1980（S 55）年には、5,350ha、9万 4,000t と作付面積、収穫量ともピークに達しました。

その後、全国的に需要が停滞するに伴い、2005（H 17）年には 2,550ha、5万 4,900t まで落ち込みました。

近年は、2012（H 24）年度からスタートした沖縄振興特別推進交付金等を活用し、栽培施設等の整備が進められ 2017（H 29）年には 2,909ha、5万 8,500 t まで回復しましたが、農業従事者の高齢化や新型コロナウイルス感染症拡大による需要の低迷等により、2020（R 2）年には 2,535ha、5万 1,686 t となっています。

また、県外出荷野菜については、昭和 50 年代は、かぼちゃが中心でしたが、ミバエ類根絶等により、ゴーヤー、さやいんげん、オクラ、とうがん等へと多品目化し、出荷量は、1997（H 9）年に 1万 5,289t で、ピークに達しました。しかし、近年、産地間競争の激化や野菜価格等の低迷から 5,000 t 程度で推移しています。

2020（R 2）年における農業産出額は、127 億円で耕種作物全体の約 24% を占め、耕種部門では、さとうきびに次ぐ品目となっています。

イ 今後の展望

本県の野菜生産は、地域特性を生かした冬春期の県外出荷を中心に進展してきましたが、近年、輸入野菜との競合、高齢化等による労働力不足等により減少傾向にあります。そのため、生産性及び品質の向上を基本として、野菜の消費動向に対応できるようハウス等栽培施設の導入による高品質化や、計画生産、計画出荷を通して拠点産地の形成を促進してきま

した。

今後も、引き続き、機械や栽培施設整備等の導入による省力化や高品質化を推進するとともに、拠点産地の形成を促進します。

さらに、かんがい施設等生産条件の整備を進めるとともに、流通対策、価格安定対策等の施策を強化し、冬春期における県外消費地への供給産地の形成を中心に野菜の生産振興に努めていきます。

(3) 花きの生産振興

ア 復帰から現在まで

花き生産は、復帰当時の 1972（S 47）年に、県外出荷を狙いとしたテッポウユリ球根の生産が開始されるとともに、1974（S 49）年には、電照栽培によるキクの県外出荷が試みられたのを契機に、各地においてキクの生産が拡大してきました。

また、1976（S 51）年の沖縄県花卉園芸農業協同組合の発足や沖縄県花卉生産出荷連絡協議会（経済連内）の設立並びに 1978（S 53）年の県農業試験園芸支場の設置等が本県の花き生産に大きな弾みをつけました。

このような花き生産の拡大に向けた動きに伴い、5次にわたる振興計画に基づく各種事業の推進や生産者並びに花き関係団体等の積極的な産地形成に向けた取り組み等により、温暖な地域特性を生かしたキク生産を主体に加速的な伸びを示し、花き粗生産額は 1975（S 50）年の 6 億円から 1996（H 8）年には 162 億円と大幅に拡大しました。

近年は、価格の低迷や輸入切り花との競合、高齢化による労働力不足等により、生産量は減少し、農業産出額は 90 億円程度で推移しています。そのような中でも、2013（H 25）年以降、トルコギキョウの生産が拡大基調であるとともに、意欲的にキク以外の新規品目の導入検討が進められています。

2020（R 2）年の農業産出額は、新型コロナウイルス感染症拡大による需要の低迷等の影響もあり、74 億円となってい

ますが、耕種作物全体の約 14% を占め、耕種部門では重要な作物となっています。

イ 課題と今後の展望

復帰後、冬春期の温暖な気象条件を生かし、キクの県外出荷を主体にこれまで生産拡大してきた花き生産は、近年、国内外の産地間競争や不況の影響による価格低迷及び気象災害等による影響のほか、高齢化による労働力不足の状況にあり、栽培面積の縮小が続いています。

そのため、花き生産の一層の振興を図るためには、省力化を図り、安定的に生産出荷ができる拠点産地の形成を推進し、生産性及び品質の向上及び流通の改善等により市場競争力を強化する必要があります。

拠点産地の形成に向けては、気象条件に左右されない低コスト災害防止施設や、省力化に対応しうる機械等の生産基盤の整備をはじめ、革新的技術の開発・普及や種苗の安定供給による品質向上等の生産対策及び輸送コスト低減等の流通対策を積極的に推進していきます。

(4) 果樹の生産振興

ア 復帰から現在まで

本県では熱帯果樹類から温帯果樹まで多種多様な果樹が栽培されており、2020（R 2）年の果樹全体の産出額は、1973（S 48）年の産出額 27 億円から 60 億円と約 2 倍に増加しています。内訳としてはパインアップルでは約 13 億円で農業粗生産額の 21.6% を占めています。また、パインアップルが減少傾向にある中、マンゴーでは、生産施設整備等の導入により生産拡大しています。

パインアップルは 1935（S 10）年頃から栽培開始され、昭和 40 年代前半に生産は頂点に達しましたが、輸入自由化や高齢化等から生産は減少しています。

柑橘類のうち、温州みかんとタンカンが復帰後生産量が増加していました。しかし、輸入自由化に伴う先行き不安、高齢化等から生産は減少しています。シークワサーについては、健康志向のブームにより生産量は年々増加傾向にあります。

熱帯果樹については、拠点産地の積極的な取り組み等もあり、マンゴー、パッションフルーツ、アテモヤ等の品目が栽培されています。

イ 今後の展望

パインアップルについては、1990（H 2）年 4 月から実施された缶詰等の輸入自由化に伴い、極めて厳しい状況にありますが、加工原料の安定的確保と併せて生食用の安定生産体制を強化するため、優良品種・種苗及び栽培施設の導入促進と機械化等の推進を図ります。

柑橘類については、シークワサー、中晩柑類、温州みか

ん等の品質・生産性の向上及び生産拡大により、拠点産地協議会等の育成・強化や農業団体等と連携し、販売体制の強化を図ります。



パインアップル生食用優良品種。左から沖農P19（ホワイトココ）、沖農P17（サンドルチェ）、ゴールドバレル



マンゴー（温室栽培）

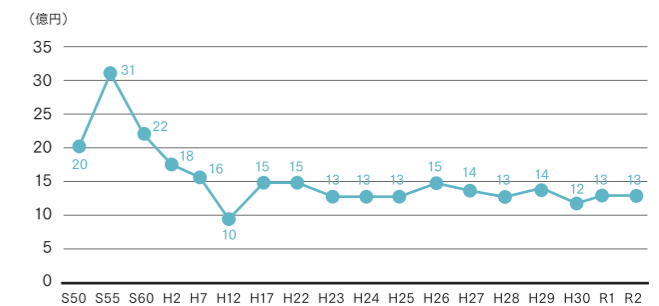
シークワサー



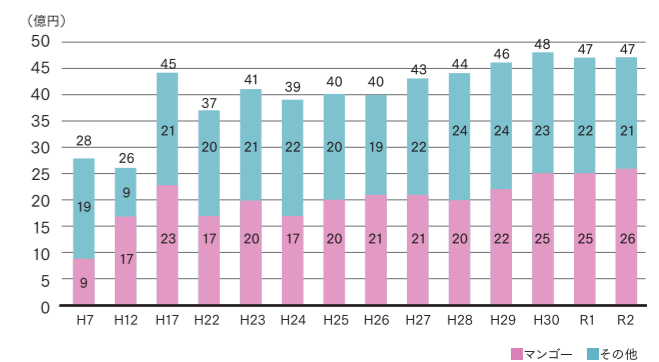
パッションフルーツ

アテモヤ

パインアップル産出額の推移



果樹（パインアップルを除く）産出額の推移



野菜の作付面積と収穫量、及び農業産出額（農業粗生産額）の推移

年産	S45	S50	S55	S60	H2	H8	H9	H13	H17	H20	H21	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
作付面積 (ha)	3,450	3,850	5,350	4,720	3,460	3,410	3,420	2,890	2,550	2,700	2,830	2,770	2,762	2,823	2,853	2,838	2,909	2,788	2,605	2,535
収穫量 (t)	78,000	88,500	94,000	81,100	64,700	-	69,600	59,900	54,900	56,300	58,500	54,800	58,200	58,300	58,600	5,800	58,500	55,600	52,400	51,700
農業産出額 (億円)	-	131	217	225	204	-	131	122	116	119	123	128	126	123	122	144	153	158	146	124
県外出荷量* (t)	-	-	12,809	10,723	-	-	15,289	10,731	5,629	5,653	5,436	4,902	5,560	6,035	6,614	6,183	5,501	6,151	5,541	4,804

※出典：「沖縄県の園芸と流通」「沖縄県の野菜・花きと流通」 ※-：データが採せない、又は未公表

花きの作付面積と収穫量、及び農業産出額（農業粗生産額）の推移

年産	S50	S55	S60	H2	H8	H9	H13	H17	H20	H21	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
作付面積 (ha)	102	222	580	907	1,289	1,309	1,145	1,053	1,065	1,024	963	1,004	982	927	892	891	852	801	793
農業産出額 (億円)	6	23	89	149	162	160	143	129	119	112	94	93	90	107	101	97	88	93	74

※出典：「沖縄県の園芸と流通」「沖縄県の野菜・花きと流通」

また、優良品種の導入・普及、防鳥・防虫等ネットの栽培施設の導入促進及び農業機械等の導入により安定生産を図ります。

マンゴー、パッションフルーツ等については、引き続き、優良品種・系統の普及促進、スマート農業等に対応したハウスや農業機械等を導入、選果・選別等出荷規格の統一等を推進し、積極的に生産拡大を図ります。

(5) 葉たばこの生産振興

ア 復帰から現在まで

戦後、沖縄は専売制が廃止され、葉たばこ生産は、1951（S26）年に琉球たばこ株式会社、1956（S31）年にオリエンタル煙草会社、1957（S32）年に沖縄煙草産業株式会社がそれぞれ設立され、会社との契約栽培のもとで生産が行われていました。

1972（S47）年の復帰に伴い専売制が施行され、沖縄のたばこ事業は日本専売公社（現・日本たばこ産業株式会社（JT））に引き継がれました。

復帰時には栽培農家 556 戸、栽培面積 336ha でしたが、葉たばこ生産者価格の上昇、機械化・共同化による省力化、さとうきびとの輪作の推進により、1978（S53）年には農家数 870 戸、面積 1,134ha に躍進しました。

1982（S57）年から 1989（H1）年にかけて生産調整が行われ、1989（H1）年には農家数 352 戸、面積 676ha まで減少しましたが、1989（H1）年に安定面積構想が合意され、沖縄県たばこ耕作組合及び JT 沖縄原料本部は、1991（H3）年に H7 年を目標とした 4・1・4 構想（400 名、1,000ha、40 億円）を、1995（H7）年には 2000（H12）年を目標とした「SP2000」という産地育成構想（ビジョン）を策定し、関係機関が一体となった産地強化が行われ、2000（H12）年には、農家数 411 戸、面積 1,350ha、販売額 49 億円と目標を達成しました。

近年では喫煙人口の減少、加熱式たばこの利用者増などから総需要が減少し、2011（H23）年にも生産調整が実施され、2012（H24）年には農家数 238 戸、栽培面積 933ha、販売額 35 億円と減少しました。2021（R3）年には、農家数 195 戸、面積 728ha、生産額 33 億円まで減少していますが、面積・販売高は全国第2位の産地となっており、また、1戸当たりの耕作面積（373a）及び販売金額（1,700 万円）は全国1位の規模となっています。

イ 今後の展望

葉たばこは、さとうきびとの複合経営として、また、伊江島、宮古島、石垣島などの離島を中心とした地域農業を支える重要な作物となっていますが、気象災害等による品質や収量の低下、収穫期の作業員不足などが課題となっています。

今後も、栽培技術の改善や近代化施設の整備等を推進し、品質及び生産性の向上を図るとともに、作業を共同化し経営安定に努めるなど、葉たばこの生産振興を推進していきます。



葉たばこ収穫作業

(6) 家畜の生産振興

ア 改良増殖の現状

1972（S47）年の復帰後、諸制度が変わる中で、本県の畜産は、恵まれた自然条件の下で家畜の資質能力、生産性の向上を図るため、県外からの優良種畜の導入等を行いました。

肉用牛については、「肉用牛群改良基地育成事業」により造成した優良種雄牛を畜産研究センターで繋養し、凍結精液を製造・供給するとともに、育種価を活用した優良雌牛群の整備、受精卵移植技術や遺伝子情報を活用した技術等により肉用牛の振興を図っています。

乳用牛については、乳量、乳質の向上等を推進し、「優良乳用牛育成供給事業」を活用した、優良乳用牛の県内での育成、供給等により酪農の振興を図っています。

豚については、奨励品種をランドレース種、大ヨークシャー種、デュロック種及びハンプシャー種に定め、「おきなわブランド豚増頭体制確立事業」等の推進による資質、能力の向上及び県外からの優良種豚の導入・増殖等により優良種豚を供給することで養豚振興を図っています。

飼養頭数及び 1972（S47）年を基準とした伸び率については、2021（R3）年 12 月末現在で、肉用牛が 7 万 3,126 頭で 253%、乳用牛が 4,074 頭で 188%、豚が 20 万 830 頭で 110% となっています。

イ 今後の展望

肉用牛については、育種価等を活用した優良繁殖雌牛の基盤整備を図りながら、受精卵移植や遺伝子情報を活用した技術等により、肉質、増体、食味に関連する不飽和脂肪酸（オレイン酸等）の資質に優れた種雄牛を造成し、おきなわブランド牛の確立に努めます。

乳用牛については、牛群検定を推進し、乳量、乳質の向上

を図りつつ、県内での育成牛確保と県外からの導入により生乳の安定供給に努めます。

豚については、沖縄県家畜改良センターを中心に、「おきなわブランド豚増頭体制確立事業」等により、高能力系統造成豚や優良種豚導入等を実施するとともに、計画交配、検定の推進等により、おきなわブランド豚の確立に努めます。

2031（R13）年の飼養頭数目標は、肉用牛 9 万 300 頭、乳用牛 4,395 頭とします。

主要家畜の飼養頭数の推移

単位:頭

年	肉用牛	乳用牛	豚
昭和47年	26,869	2,162	183,283
平成3年	54,710	9,448	317,540
平成4年	62,039	9,755	308,720
平成5年	63,036	9,121	311,922
平成6年	64,003	9,007	301,871
平成7年	66,392	9,065	315,487
平成8年	70,834	9,196	314,187
平成9年	75,986	8,612	300,650
平成10年	78,660	8,464	297,312
平成11年	80,897	8,185	303,112
平成12年	80,491	7,661	298,657
平成24年	73,807	4,827	224,203
平成25年	69,966	4,731	219,742
平成26年	70,024	4,819	210,832
平成27年	70,487	4,375	210,863
平成28年	71,956	4,300	211,452
平成29年	73,134	4,348	210,756
平成30年	73,836	4,241	206,828
令和元年	73,783	4,252	218,081
令和2年	74,257	4,231	212,674
令和3年	73,126	4,074	200,830

※資料:畜産課「おきなわの畜産」

6 農産物流通と農業団体の再編

(1) 流通の合理化と販売対策の強化

復帰前における沖縄の流通体系は未整備で、当時の農連市場が県内流通の中心となり、地域ごとに市場が散在している状態でした。

復帰後、中央卸売市場整備の検討がなされ、1984（S59）年に開設されました。その後、1997（H9）年には花き部市場を増設しました。開設当初（1984（S59）年度）における中央卸売市場の取り扱い量は 3 万 7,558t、72 億 7,285 万 2,000 円であったところ、1998（H10）年度には 8 万 2,830t（青果部）、4,209 万 4,000 本・鉢（花き部）、203 億 9,847 万 9,000 円と増大しました。

しかし、通信販売、産地直送、直売所での販売、量販店の独自流通などの農林水産物流通チャネルの多様化を背景に、市場外での流通が増加しており、2021（R3）年度には、4 万 4,689t（青果部）2,458 万 9,000 本・鉢（花き部）、133 億 1,805 万円となっています。

今後も、中央卸売市場が生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための卸売拠点としての役割を果たしていくため、近年の流通環境の変化に対応した施設整備等の機能強化を推進するとともに、老朽化に伴う建て替えを含む各種対策に取り組めます。

県産農林水産物の県外出荷については、花き園芸、ゴーヤーやマンゴーが大きく伸び、県外市場においても大きなシェアを占めるようになるなど、復帰当初と比べ大きな変化が見られます。本県は東京や大阪などの大消費地から遠隔に位置していることから、輸送コストの低減対策などに取り組んできました。今後は、労働力不足の深刻化など物流をめぐる課題へ対応するため、出荷事業者と物流事業者が連携した持続可能な物流ネットワークの構築に向けた取り組みを促進する必要があります。

県産農林水産物の販売対策については、1996（H8）年に設置された「沖縄県農林水産物販売促進協議会」を中心に、県内外における多様なマーケティングの推進に取り組んでいます。2004（H16）年に「沖縄県地産地消推進県民会議」を設置し、「花と食のフェスティバル」の開催、「おきなわ食材の店」登録制度の創設など、地産地消の推進にも取り組んでいます。農林水産物の高付加価値化対策については、加工施設の導入、6次産業化に向けた商品開発や販路開拓の支援などに取り組んでいます。

県産農林水産物の生産振興を図るため、マーケットインの視点やデジタル技術を活用した効果的なマーケティング戦略の下、品目ごとのブランディング強化と多様な流通チャネルによる販売対策が求められます。

(2) 食糧管理

ア 復帰前の状況

復帰前は、「米穀管理及び価格安定に関する立法」（1965（S40）年立法第 58 号）、「稲作振興法」（同年立法第 57 号）及び「稲作振興及び外国産米穀の管理に関する特別会計法」（同年立法第 62 号）の 3 法があり、これらの法律により米穀の管理が行われていました。

当時、米穀の需要の大半は、米国（加州）、豪州等の外国産米及び本土に依存しなければならぬ状況であり、年度ごとに島産米と外国産米及び本土産米の依存量を勘案して需給計画がたてられていました。

イ 復帰から現在まで

1972（S47）年の復帰により、本県にも食糧管理法が適用されることとなりましたが、復帰前の本県の仕組みが本土とは大きく異なっていたため、その適用に当たっては、県民生活に急激な変化を与えることのないよう、食糧管理に関する各種の特例が設けられました。



特別措置の主な内容は、(1) 米麦の消費者価格は、復帰後一定年間に漸次本土価格に一致させる、(2) 流通の仕組みが本土と大きく異なるため米穀販売業者制度は「当分の間」適用しない、(3) 県産米の集荷業者の指定も同様とする、(4) 県産米については、政府への売り渡しの規定は適用しない、(5) タイ砕米(泡盛)原料は引き続き政府から供給を受ける、となっていました。

タイうるち砕米は、泡盛原料として輸入が継続されることとなり、販売業者については、米穀流通の合理化・適正化を図るため、県は1977(S 52)年10月に「沖縄県における政府所有米穀(主食用)販売業者の取り扱い等に関する運用方針」を定めて販売業者の体質改善を推進し、食糧管理法の全面適用に伴い、県内の流通実態を残す形で、1988(S 63)年6月に7,264販売業者に許可が与えられました。

その後、1995(H7)年の「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(以下食糧法という)の施行に伴い、それまでの販売業者の許可制が登録制に、2004(H 16)年の改正により登録制から届出制に変更され、平常時においては米の流通関係者の主体性を重視する観点から、流通の統制は行われないこととなりました。

現在、県は食糧法に基づき、国とも連携して巡回点検立入調査を行うなど、米穀適正流通に取り組んでいます。

(3) 農業団体の再編

本県の総合農協は、1972(S 47)年の復帰時には74農協ありましたが、1975(S 50)年の宮古郡農協(4農協合併)の設立を皮切りに次々と合併が行われて、1996(H8)年には28農協となりました。

バブル崩壊以降、多額の不良債権を抱えた金融機関の経営悪化が社会問題化する中、本県JAグループにおいては、沖縄県農業信用基金協会に対しての代位弁済請求があまりに多額だったため、代弁不能に陥り弁済を受けられず多くのJAが早期は正措置の対象となる恐れが生じるなど、危機的状況となりました。これに加えて、輸入農産物の増加や農産物価格の低迷など、農協を取り巻く環境は非常に厳しい状況にありました。

JAの事業改革や組織整備の必要性が叫ばれる中、2002(H 14)年4月のペイオフ解禁を控えて、本格的にJA合併の機運が高まります。そのような中、各JAへの実態調査で約300億円という巨額の不良債権の存在が明らかとなり、当初想定していた「8JA構想」や「5JA構想」ではなく、全国支援を受けての「県単一JA構想」へと舵を切ることとなりました。

知事を会長とする合併推進協議会や合併推進本部が設置され、JAグループのみならず、県も積極的にかわりながら県単一JAに向けて突き進んでいくこととなります。しかし、健

全JAの地域で反対運動が活発化するなど、多くの障害があり、その道のりは困難を極めました。

苦難を乗り越えて、2002(H 14)年4月1日に県下全27農協を一つに統合し、全国二例目の県単一JAとなる「沖縄県農業協同組合(JAおきなわ)」が誕生しました。その後、2005(H 17)年8月20日には県信連と県経済連もJAおきなわに統合されました。

(4) 農業共済及び収入保険

ア 復帰前の状況

日本は、気象変化の最も激しいアジア・モンスーン地帯に位置しており、わが国農業は、風水害・冷害等種々の災害にしばしば見舞われ、広い地域にわたり甚大な被害を受けやすいという宿命を有しています。

このような災害から、農業再生産を維持し、国民食料を安定的に供給することを目的に、1947(S 22)年に農業災害補償法が制定され、わが国における農業経営の安定に寄与しています。

一方、復帰前は農業災害補償法の適用が受けられず、台風、干ばつ等の農業災害については、陳情、要請により財政的に農業資材等の助成措置を講じていました。

イ 復帰から現在まで

1972(S 47)年に農業災害補償法が全面適用されたことにより、事業主体として国頭郡、島尻・中頭郡、宮古郡、八重山郡の4郡農業共済組合及び農業共済組合連合会が設立され、農作物(水稻)共済、家畜共済、建物共済が実施されました。

同共済組合及び連合会によって、1979(S 54)年には畑作物(さとうきび)共済及び果樹(パインアップル)共済、1980(S 55)年には蚕繭共済、1989(H1)年には園芸施設共済が実施されました。

2012(H 24)年には、4共済組合及び連合会の合併により沖縄県農業共済組合が設立され、2019(H31)年から新たに収入保険が実施されました。

復帰から現在まで、農家に支払われた共済金及び保険金等は約458億円となっており、本県農業経営の安定のため重要な役割を果たしてきています。

ウ 今後の展望

近年の農業者の高齢化に伴う担い手不足、資材の高騰等厳しい農業情勢の中で、農業共済及び収入保険を推進していく上において、農業共済団体の使命と役割は一層重要になっています。農家への普及啓発、損害防止対策等各種事業の円滑な推進と、今後の地域農業振興の展開をも踏まえ、なお一層の経営改善及び組織体制の強化を図り、地域に密着した農業

共済関連事業を推進していきます。

7 農林水産技術の普及と啓発

(1) 農林水産関係試験研究機関のあゆみ ア 戦後から復帰まで

本県の農業、畜産、水産、林業の各試験研究機関は、過去の厳しい食糧難の時代を乗り越えて、本県の農林水産業の発展に大きく寄与してきました。

農業試験場(現・農業研究センター)は、1881(M 14)年に農事試験場として創設され、名称や場所及び研究体制等の変遷を重ねて、1961(S 36)年に那覇市与儀から那覇市首里崎山町に移転し、糖業を中心に研究が進められてきました。

復帰以前は試験研究用地は狭く、基盤整備は不十分で、施設備品も老朽化し、さらに、名護、園芸、宮古の各支場においては都市化の進展に伴い、移転を余儀なくされました。

畜産試験場(現・畜産研究センター)は、1894(M 27)年に農事試験場で家畜に関する試験が開始され、復帰前は種畜、人工授精等を中心に研究を行ってきました。1972(S 47)年の本土復帰とともに沖縄県畜産試験場と改称されました。

家畜衛生試験場は、1922(T 11)年に創設され、第2次大戦後、1950(S 25)年に再建し、ワクチン製造による家畜疾病の防圧に努めてきました。

林業試験場(現・森林資源研究センター)は、1950(S 25)年に創設され、戦災で失われた「緑」を回復するため、郷土樹種やモクマオウ等の育苗及びリュウキュウマツの拡大造林を中心に研究を推進してきました。

水産試験場(現・水産海洋技術センター)は、1921(T 10)年に創設され、復帰を迎える頃には、マグロ・カツオ等の漁船漁業に関する漁場調査のほか、クロチョウガイ、クルマエビ、ウナギ、ヒトエグサ等養殖の基礎研究が盛んに行われていました。

イ 復帰から現在まで

農業試験場は、2006(H 18)年に那覇市首里崎山町から糸満市真壁への移転に伴い、うるま市にあった園芸支場を本場に統合、名称も「農業研究センター」へと改称しました。農業研究センターは糸満市の本所及び名護支所、宮古島支所、石垣支所の3つの支所で構成されており、亜熱帯地域の特性、各地域の土壌・気候条件等に適合した優良品種等の育成、省力・低コスト生産技術、高品質・安定生産技術等の開発や研究を進めています。

農業研究センターは、これまでの振興計画のもと、将来像の実現に向け、さとうきび、野菜、花き、熱帯果樹類の育種・栽培・バイオテクノロジー、機械化、土壌改良、作物害虫及び特殊病害虫の防除技術等の開発を推進してきました。

さとうきびでは、「気象災害に強い品種」「機械化体系に適した品種」など特徴的な品種を育成するとともに、その他野菜類や花き類、果樹類、かんしょ等の品種育成およびマンゴーやさやいんげん等の施設栽培における高度化栽培技術などの開発に取り組んでいます。

また、病害虫の対策技術や本県の特異土壌に合わせた土壌改良や施肥技術を開発し、生産現場における安定的な作物生産に寄与しています。

これらの成果は農業生産額の拡大に貢献し、1973(S 48)年と2020(R 2)年を比較すると野菜が73億円から127億円、果樹は27億円から60億円、花きは5億円から74億円と大きな伸びを示しています。

畜産試験場は1983(S 58)年に移転整備、2006(H 18)年には「畜産研究センター」に改称され、ゲノム情報を活用した黒毛和種種雄牛の造成やアグー豚のブランド力強化とともに、暖地型牧草の新品種育成、畜産環境保全対策や沖縄が独自の食文化をもつ肉用山羊に関する研究を推進してきました。

特に肉用牛では全国的に評価が高い種雄牛「北福波」を造成したことにより、飛躍的に発展しており、本県農業の基幹的な地位を確立しています。

家畜衛生試験場においても移転整備(2017(H 29)年5月)、施設備品の整備が図られ、病性鑑定や重要な病気の予防、治療のための試験研究及び畜産物中の薬物残留検査等による安全な畜産物の供給に努めてきました。その中で、1999(H 11)年度には、牧野ダニが撲滅されました。

林業試験場は、2006(H18)年に森林資源研究センターへ改称、2013(H25)年に移転整備され、沖縄本島で被害が確認されたマツノザイセンチュウの媒介虫であるマツノマダラカミキリの生態及び防除試験、シタケやアラゲキクラゲ等きこ類の栽培試験、森林の公益的機能の高度発揮を狙いとした施業技術の体系化や、景観形成に資する緑化技術の開発を推進してきました。

水産試験場は、1974(S49)年に移転整備、2006(H18)年に水産海洋研究センターに改称、さらに2013(H25)年に水産海洋技術センターに改称、糸満市喜屋武に移転しました。200カイリ時代に入り、遠洋漁業が衰退する中、パヤオ(浮魚礁)やソデイカ漁業などの新たな漁船漁業に関する技術開発に加え、県周辺海域の海洋観測、モズク、クビレズタ(海ブドウ)、ヤイトハタ、シャコガイ類等の養殖技術開発、魚類やクルマエビ養殖における魚病対策、マチ類やスジアラなどの資源管理技術開発などに力を入れてきました。

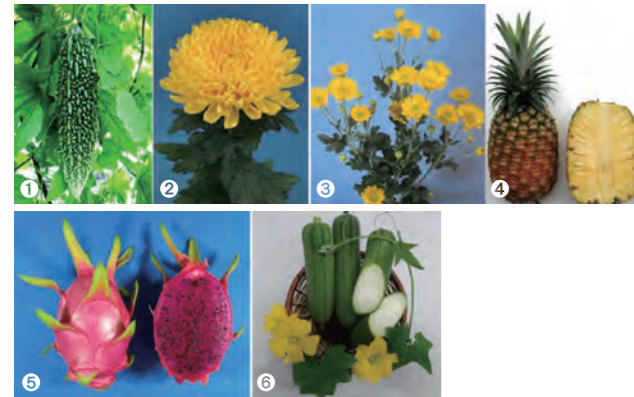
海洋深層水研究所は、2000(H 12)年6月2日に開所され、水深612mから取水した海洋深層水の特性を生かした研究成果を、生産者、企業等へ技術移転することにより、新たな産業の創出と新たなビジネスの展開に結びつけ、本県の産業の

振興並びに地域の活性化に寄与しています。

また、分野別では、水産分野においては、海洋深層水を利用した水産動植物の養殖技術等を研究してきており、特にクルマエビの完全養殖技術、ウイルスフリー種苗の生産技術の開発は、沖縄県が全国一の生産量を誇るクルマエビ養殖業へ多大な貢献をしてきました。農業分野においては、深層水の低水温性を利用し沖縄で夏季に栽培が難しいとされる野菜の生産技術等を研究してきており、特にハウレンソウ等について、地中冷却栽培による高温障害回避技術の開発や、同栽培に適した品種の選定等を行ってきました。

ウ 今後の展望

本県の農林水産業は、これまで亜熱帯の地域特性を生かした高い生産性及び、収益性を旨とするともに、他県に類を見ない取水深度、取水規模の海洋深層水を活用し、産地形成を図ってきました。



農業センターで育成された品種たち。①ゴーヤー「ていだみどり」、②輪ギク「百里の令黄」、③小ギク「沖のくがに」、④パインアップル「ゴールドパレル」、⑤ピタヤ「インパクトルビー」、⑥へちま「美らへちま」



種雄牛「北福波」

菌床シイタケ発生状況



モズク収穫風景（伊是名島）

クルマエビ

その結果、野菜ではインゲン、ゴーヤー、花きではキク、熱帯果樹ではマンゴー等の生産拡大、肉用牛および豚の生産拡

大、豚の安定生産、きのご類の生産拡大、マグロ類、ソデイカ等の漁船漁業、モズク、クルマエビ等の養殖業が進展しています。

しかしながら、農林水産業におけるDX等の情報化の進展、地球温暖化の影響に伴う生産環境の変化、高齢化や担い手の減少の加速化、消費構造やニーズの変化など大きく変化しており、それらに対応した効率・効果的技術開発が求められています。

今後も新21世紀ビジョン基本計画に基づき、現場のニーズに即したさまざまな課題に対応するため、これまで蓄積された技術の活用に加え、農業研究センター等公設試験研究機関の施設備品等の充実強化を図り、自立的発展が可能となる現場を支える技術開発や、産・学・官の連携による産業の振興に結びつく研究開発等を推進し、亜熱帯地域の特性を生かした本県農林水産業の振興を積極的に展開していきます。

(2) 農業改良普及と担い手の育成・確保 ア 復帰から現在まで

農業改良普及事業は、戦後の混乱期に農業及び農家生活の普及指導活動のため、1950（S 25）年に発足して以来、幾多の変遷を経て1972（S 47）年の本土復帰によって大きく変革しました。

そのひとつが、農業改良助長法が適用され、国と県による協同農業改良普及事業がスタートしたことです。これにより、農業改良普及員・専門技術員の大幅増員、農業青少年研修センター及び改良普及員研修館等の建設、さらには、巡回指導車、土壌分析診断機材、病害虫診断機材等の備品の整備がなされました。また、改良普及員へ各種研修が行われ、資質向上が図られました。このように各種施策の実施によって全国農業改良普及事業との格差が縮小されることになりましたが、復帰を起点に実施された積極的施策は、現在も継続されています。

復帰から今日までの「農業改良普及事業」については、農業改良普及所支所の統廃合、地域濃密指導方式から地域課題の共同解決方式への変更、専門技術員と改良普及員の『普及指導員』への一元化、県が実施していた普及指導員資格試験の国実施への変更などが行われました。所内活動体制についても、地域分担方式から、機能分担方式が採用され、新規就農者や認定農業者、農業生産法人、産地協議会組織、女性組織等を対象として普及活動が展開されてきました。

イ 農業の担い手の育成・確保対策

1979（S 54）年に設立された農業大学校では、2021（R 3）年度までに約1,600人の農業・農村の担い手となる人材を輩出するとともに、農業に興味のある方々を対象とした就農サポート講座を開催してきました。

また、1994（H 6）年度には、営農推進課（現・営農支援課）において担い手育成係が新設、1995（H 7）年には、県、市町村、農業団体等の出捐による財団法人沖縄県農業後継者育成基金協会を設立（2011（H 23）年に現・公益財団法人沖縄県農業振興公社と合併）し、沖縄県青年農業者等育成センター事業として県の事業と連動した農業後継者育成に取り組んできました。

農業改良普及センターにおいては、新規就農者を対象とした新規就農支援講座の開催や、就農のための補助事業の導入に向けた支援等を行うとともに、農業青年クラブ等の農業の担い手組織への活動を支援してきました。また、地域農業を牽引するリーダーとして、青年農業士、指導農業士、生活指導士、女性農業士を2022（R 4）年度までに737人認定しました。

ウ 農業・農家経営改善への支援

経営感覚に優れた農業者を育成するため、「農業経営改善総合指導事業」における農業経営簿記講座の開催や、市町村と連携した認定農業者の認定・支援を行うなど、農業者の経営管理能力の向上に取り組んできました。

また、経営規模の拡大や生産コストの低減等を図るための制度資金の借り入れに向けた支援を行い、地域の核となる農業者や農業生産法人の育成に取り組んできました。

さらに、農業に従事している女性や後継者の地位向上と積極的な農業経営への参画に向けた家族経営協定の締結への支援を行い、2021（R 3）年度までに591戸の農家が家族経営協定を締結しました。

エ 環境と調和した農業生産への取り組み

農業が今後とも持続的に発展していくためには、環境と調和のとれた農業生産への取り組みが重要であることから、エコファーマーの認定支援に取り組んでおり、2021（R 3）年度までに999件が認定されました。他にも、農地からの赤土流出防止に向けた営農対策、土壌分析に基づく土づくりの推進、耕種的防除や天敵を活用した化学農薬の低減対策等に取り組んできました。

オ 地域資源の活用による農村振興

農村地域が有する資源の活用に向け、農村女性等を対象にしたアグリチャレンジ講座等を開催し、農産物加工品開発や起業支援、また、グリーン・ツーリズム実践者の育成やネットワーク化による都市と農村との交流人口増加に向けた取り組みを行ってきました。さらに、「地域農業振興総合指導事業」において、集落を対象とした農業生産の振興やリーダー的人材の育成、地産地消の推進、特産品開発の支援等に取り組んできました。

カ 今後の展望

農業改良普及事業は『農業者と共に歩む』普及事業を目指し、豊かな活力ある農村社会を建設することを目指します。

そのために、就農者の減少や高齢化という現状を踏まえ、農業生産の振興をはじめ、多様な担い手の確保に向けた就農相談活動の充実や、新規就農者や農業後継者を対象とした農業経営の実践的教育に努めるほか、各種制度資金の活用や事業の導入に向けた支援を行うなど、農業・農村が今後とも持続的に発展していけるよう、各種施策を総合的に展開していきます。



花き栽培現地検討会

【林業】

1 森林の現況

本県の森林は本島北部と八重山（石垣・西表島）地域に偏って分布しており、本島中南部地域においては小規模分散的で無立木地や更新困難地が多くを占めています。森林面積は10万7,000haで、そのうち民有林が7万5,000ha、国有林が3万2,000haとなっています。民有林における森林資源量は991万m³で天然林の蓄積が81%、広葉樹林が70%を占め、天然生広葉樹林が多くを占めています。また、森林資源量を所有形態別に見ると市町村有林が60%、私有林が31%、県有林が9%となり、市町村有林が高い比率を占めています。

2 林産物の生産

本県の林産物は、矢板等の土木用仮設資材や木炭、しいたけ原木等の原材料として用いられてきました。

1978（S 53）年度から、林業の生産性の向上と所得の増大を目的に、数次にわたり沖縄林業振興特別対策事業を実施

し、林業生産機械や林産物加工流通施設等を整備したことにより、フローリング材、集成材等の付加価値の高い製品の生産を行ってきました。近年は、県産木材の持つ特徴的な木目や色つや等が認知され、家具、生活雑貨等に加工されており、幅広い利用が期待されています。

特用林産物については、1982（S 57）年2月に樹立した特用林産基本計画に基づき、「特用林産振興総合対策事業」により生産基盤や生産加工施設等を整備し、きのご類をはじめ木炭、ユーカリ等の生産振興を図ってきました。特に2001（H 13）年度以降は、「沖縄北部特別振興対策事業」及び「沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業」により、えのきたけ、ぶなしめじ、エリンギ及び菌床しいたけの生産加工施設が整備されたことから、きのご類の生産量が増加しました。

今後も地域特色のある林産物の生産の振興に努めていきます。

3 林業基盤の整備

森林の適正な整備・管理と林業の合理的な経営の基盤となる施設である林道は、林業振興のみならず、農山村地域の振興に寄与する重要な道路でもあります。

沖縄県の林道は、復帰前までの開設延長がわずか26kmでしたが、復帰後における沖縄振興開発計画等に基づいて計画的な整備が進められ、2021（R3）年度には、300.3kmとなっています。

総延長300.3kmの中には、大國林道（35.5km）と奥与那林道（14.6km）の2本の広域基幹林道を含み、地域の振興に大きな役割を果たしています。

また、1981（S 56）年度から開始した林道舗装事業の結果、舗装率は全国平均47.9%に対し、沖縄県は93.2%と高い水準となっています。

4 林業普及指導

復帰前における本県の林業普及指導は、1954（S 29）年から市町村に林業経営指導員を設置させ、その給料の50%を補助するという措置がとられていました。

復帰後、沖縄県は農林省関係法令の適用の特別措置に基づき、林業専門技術員及び林業改良指導員を設置し、他府県並みの林業普及制度が発足してから、林業に関する技術及び知識の普及並びに森林施業に関する指導等を行い、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を推進し、林業・木材産業の振興を図ってきました。

また、2005（H 17）年の森林法の一部改正に伴い林業専門技術員及び林業改良指導員が統合され、新たに林業普及指導員が設置されました。さらに、2013（H 25）年には林業

普及指導員の区分が林業一般と森林総合監理士に分けられています。

近年の森林の利活用を取り巻く情勢は、2021（R3）年7月に、本県の林業の中核を担うやんばる地域が世界自然遺産に登録されたことなどを背景として、今まで以上に環境に配慮することが求められていることから、林業普及指導は、森林の整備・保全を推進するとともに、より環境に配慮した森林資源の利活用を促進していくこととしています。なお、2022（R4）年度からの林業普及指導活動は、(1) 地域の森林の整備・保全や林業の振興に向けた構想の策定への協力、(2) 地域の森林の整備・保全等の構想の実現に必要な活動の展開、(3) 特用林産物の生産振興に必要な活動の展開、(4) 自然環境と調和する新たな森林の総合利用の推進、(5) 地域の多様な実情に応じた取り組みの推進、(6) 人材の育成・後継者の確保について、重点的に取り組んでいます。今後も、森林・林業の長期的な特質を踏まえつつ、県民の要望に応えることができるよう時代に即した普及指導事業を推進していきます。



しいたけ栽培

5 森林組合

組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養・森林生産力の推進を目的に森林組合法に基づき、1974（S 49）年6月に北部12市町村を1広域地区とする沖縄北部森林組合が設立され、1977（S 52）年6月には八重山地域を区域とする八重山森林組合が設立されました。この2つの森林組合を会員とする沖縄県森林組合連合会が1980（S 55）年3月に設立され、他府県並みの林業を担う体制が完成されました。

さらに、北部地域では林業生産活動の活発化に伴い、1984（S 59）年9月には、沖縄北部森林組合から国頭村を区域とする国頭村森林組合が分離独立し、宮古地域では1995（H 7）年7月に宮古森林組合を設立し、森林・林業及び林業生産活動を担っています。

6 県民の森

「県民の森」は、県民や次代を担う青少年を対象に森林とのふれあいや自然観察、林業生産活動を通して、森林・林業の役割や自然に対する知識を深めるとともに、県民の健康増進を図るための森林レクリエーション活動の拠点づくりを目的に、1986（S 61）年に恩納村に開設しました。

総面積181haの敷地に遊歩道、森林学習展示館、森林科学館、キャンプ場、冒険広場、スポーツ広場等が整備され、多くの県民に親しまれています。

近年は社会情勢の変化や余暇時間の増加に伴い、県民の森林・林業に対するニーズも多様化していることから、森林学習展示館及び森林科学館の改修工事を行い、2022（R4）年10月に「木のふれあい館」及び「森のふしぎ館」に改称してリニューアルオープンしました。

今後も、多様化するニーズに対応した、より質の高いサービスの提供に努めていきます。

7 森林の整備

森林は、林産物を供給するとともに、土砂流出防止や水源かん養等の多面的機能を有しており、これらの諸機能を高度に発揮するためには、森林を適切に管理することが重要です。このため、森林整備事業により、地域特性を生かした造林、保育等を計画的に推進しています。

民有林における森林資源の総蓄積量は、復帰前と比較すると、280万6,000㎡から991万1,000㎡と増加しています。人工造林は、主に市町村有林や県有林県営林において実施し、人工林面積は8,524haから1万301haとなり、14%の人工林率となっています。

天然林の整備については、1972（S 47）年度から天然林の質的改善を図るため、形質不良木の除去等を行い、整備面積は1万2,451haとなっています。また、1986（S 61）年度からは複層林整備事業を導入し、1,350haの樹下植栽等を実施しています。

8 森林の公益的機能の強化

復帰後、本県では農地造成、宅地造成及び道路の整備等により森林地域が減少する中、森林の持つ公益的機能の要請はますます高まっています。

このような情勢の下、これまで地域森林計画や保安林整備計画に基づき、森林の公益的機能の維持増進に努めてきたところです。

特に、保安林については、水源かん養保安林、潮害防備保安林等、森林面積の28.6%に当たる3万623haを指定す

るとともに、治山事業を積極的に導入してきました。その主な治山事業として、山地については荒廃地の復旧や予防、海岸では防災林の造成等を行い、県土の保全、災害の防止及び水源のかん養機能等の強化を図ってきたところです。

9 松くい虫の防除対策

本県の松くい虫被害は、1973（S 48）年に、沖縄本島北部で初めて発生が確認されて以来、本島全域に急速に広がり、1998（H 10）年には宮古島、南北大東島へと拡大しました。

松くい虫被害の防除対策としては、予防措置として薬剤による地上散布や樹幹注入、駆除措置として被害木の伐倒駆除（焼却、くん蒸、破砕）を実施してきました。

また、2002（H 14）年には「沖縄県松くい虫の防除に関する条例」を制定し、同条例に基づき、松くい虫の防除に関する総合的な施策として「松くい虫ゼロ大作戦（2002（H 14）～2006（H 18）年）」を展開し、国、米軍、市町村及び関係機関等と連携して防除対策に取り組みました。

さらに、2004（H 16）年からは、より効果的な防除対策を図るため、公益的機能の高い松林を中心に重点的な防除対策を実施した結果、被害量は2003（H 15）年の約4万4,000㎡をピークに減少傾向で推移し、2021（R3）年にはピーク時の4.4%となる約1,954㎡まで減少しています。

今後の松くい虫防除対策については、保全すべき松林を中心とした重点的な防除対策を実施するとともに、沖縄島北部の世界自然遺産登録地域や被害未発生周辺の離島への被害拡大防止対策を推進します。

〔水産業〕

1 水産業の概況

亜熱帯海洋性気候に属する本県の海域において、沖合漁場では、マグロ類などの回遊性魚類が多く漁獲されるとともに、沿岸海域に広がる発達したサンゴ礁や海底の起伏に富んだ曾根付近の好漁場では多種多様な水産物が漁獲されています。

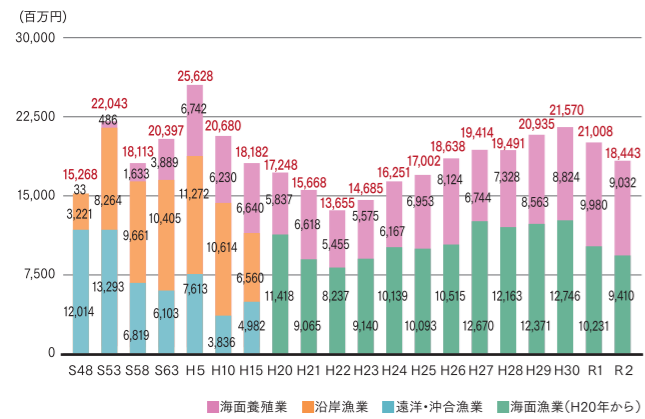
本県の漁業生産は、昭和50年代以降の排他的経済水域規制の結果、大型船による遠洋漁業が衰退し、1978（S 53）年の生産量8.8万トンから1983（S 58）年の3.3万トンに大きく減少しました。その後、沖合・沿岸海域で操業する小型船中心の海面漁業や海面養殖業の発達によって徐々に回復し、2020（R2）年には3.9万トンとなっています。

海面漁業では、復帰後に発達した小型マグロ延縄やパヤオ（浮魚礁）、ソデイカ漁業等により、2015（H 27）年以降、生産量1.6万トン前後（産出額120～130億円）で安定した生産が行われています。海面養殖業では、モズクやクルマエビが

大幅な伸びを示し、いずれも全国シェア1位の重要な品目に成長しています。2020（R2）年には過去最大の生産量2.6万トン（産出額90億円）に達し、今後のさらなる発展が期待されます。

漁業就業者数と漁船隻数は、それぞれ1979（S54）年の7,020人、1987（S62）年の4,627隻をピークに減少し、2018（H30）年には3,686人、2,947隻となっています。一方、2013（H25）年調査時からの漁業就業者数の増減率は、全国値（14.4%減）と比べて低く（0.1%減）、主な担い手となる50歳未満の割合は増加傾向にあります。

漁業産出額の推移



※資料：沖縄農林水産統計年報による。平20以降は沿岸漁業、遠洋・沖合漁業を合算し、海面漁業として表示。

2 漁港整備の推移

本県における漁港整備は、明治・大正期はもとより、戦後の昭和20年代まで全く行われず、漁船は港湾の中で一般船舶の合間を縫って利用せざるを得ない状況にありました。

琉球政府は、戦後の食糧難に対処する方針として、漁業の振興を図る必要があったことから、その生産基盤である漁港の整備を図るべく、1959（S34）年に「漁港法」を制定し、1961（S36）年には「第1次漁港整備計画」を策定しました。それに基づき、計画的な漁港整備が始まりました。

しかしながら、財政基盤が脆弱なため、その整備規模は小さく、復帰以前に漁港として利用できたのは、指定漁港60港のうち、わずか4港にすぎませんでした。

本県の漁港整備が本格的にスタートしたのは、復帰後の1973（S48）年度を初年度とする第5次漁港整備長期計画からです。

その後、第9次漁港整備長期計画（1994（H6）～2001（H13）年度）までに87港の整備を行い、2002（H14）年度からは、改正漁港整備法による新たな整備計画に基づき本県の水産業、漁村をとりまく社会・経済情勢の変化に対応した漁港の整備を行ってきました。

今後の漁港整備にあたっては、漁船の停泊・係留のより一

層の安全性を確保し、施設の耐震化等を行い、防暑施設などの就労環境の改善を図るとともに、施設の機能を保全する整備を積極的に推進する計画です。



南大東漁港（北大東地区）



2019（H31）年2月に開港した南大東漁港（北大東地区）

3 漁場造成の推進

戦後、本県の漁場造成は琉球政府により1953（S28）年度から実施され、木枠、廃船及びコンクリートブロック等による小規模な築磯施設、海人草の養殖施設等が整備されました。1971（S46）年度には日本政府の援助による大型魚礁の設置が開始されるとともに、久米島にクルマエビ養殖場が造成されました。

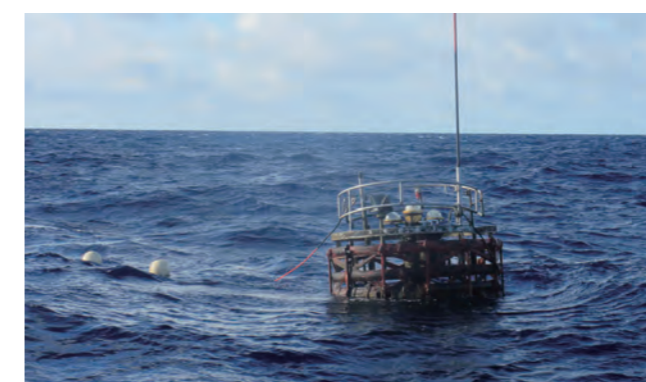
復帰後、1972（S47）年度には大型魚礁は国庫補助の「沖縄県大型魚礁設置事業」として継続され、1973（S48）年度には「沖縄農林漁業構造改善緊急対策事業」が開始され、築磯や並型魚礁の設置が行われるようになりました。

1974（S49）年、国は沿岸漁業の安定的な発展と水産物供給の増大を図るため沿岸漁場整備開発法を制定し、1976（S51）年度から2001（H13）年度にかけて、1次から6次にわたり「沿岸漁場整備開発事業」が実施され、沈設魚礁や浮魚礁といった漁場、タカセガイ中間育成やウニ育成礁といった増殖場、クルマエビや魚類等の養殖場などの整備を

行ってきました。

2001（H13）年、国は漁港事業と沿岸漁場整備開発事業を一体化すべく「漁港漁場整備法」を制定し、両事業を「水産基盤整備事業」として制度化しており、本県の漁場整備は比較的資源量の安定しているマグロ・カツオ等の回遊魚を効率的に漁獲するための中層及び表中層型浮魚礁の整備を中心に行ってきました。

現在は、随時、中層及び表中層型浮魚礁の更新を行うとともに、水産資源の回復という目的のため、有性生殖によるサンゴ礁の増殖の取り組みをはじめ、オニヒトデの除去、サンゴの移植といったサンゴ礁保全の活動も併せて行っています。



表中層浮型魚礁

4 水産業構造改善事業の推進

本県においては、復帰以前には水産業の構造改善に対する本格的な助成事業はなく、1972（S47）年から農林漁業の構造改善事業として「沖縄農林漁業構造改善緊急対策事業」が開始されています。

この事業は本土との格差是正、漁業生産体制の立ち後れに対応するため1973（S48）年～2004（H16）年までの32年間で5事業にわたって実施されてきましたが、本土との格差は縮小したものの、未だ是正されるまでには至っていません。

なお、2005（H17）年度からは、全国が対象の「強い水産業づくり交付金」として事業統合され、近代化が遅れている施設の整備とともに、時代の変化に対応した施策の展開を実施してきました。

また、2017（H29）年以降は他都道府県との格差是正のため行ってきた基本的漁業施設の整備の他、漁業所得の10%向上を目標として漁業関連収入の向上及び漁業コスト削減についての対策を計画した「浜の活力再生プラン」の実施に必要な漁業共同利用施設の整備に対する補助を実施してきました。

水産業を取り巻く状況は年々厳しくなっており、近年の金融の自由化の急速な進展等により漁協経営の経営基盤は悪化しています。これに対応すべく基盤強化のため漁協合併、市場統

合による経営の合理化、基盤強化計画が進められていますが、水産業構造改善事業においても漁協合併、市場統合に伴い必要となる施設の整備に対して支援を行っていく計画です。また、近年、急速な伸びをみせる養殖業に対しても生産、流通、加工段階での重点的な整備を図る必要があると考えています。



糸満漁港高度衛生管理型荷捌施設の外観

5 つくり育てる漁業及び資源管理型漁業の推進

昭和50年代に年間1.5万トン以上を生産していた沿岸漁業は、対象資源への乱獲等の影響により、その後急激に減少しました。水産海洋技術センターが行った2015（H27）年における資源評価では、生産量の93%を占める86群のうち61群で長期傾向が「減少」を示しています。そのうち、ハタ類やマチ類などを漁獲する沿岸・沖底漁業の生産量は、1990年代をピークとしてそれぞれ65%・57%に減少しており、多くの魚種で著しい資源状態の悪化が懸念されています。

そのような中、県水産関係機関を中心としてサンゴ礁性海域に生息する魚介藻類に対応した独自の増養殖技術が開発され、クルマエビやモズクに代表される全国有数の養殖漁業が発達し、悪化した沿岸漁業の経営を支えてきました。また、1983（S58）年に開所した「栽培漁業センター」では、現在、ヤイトハタ・スギ・ハマフエフキ・マダイ・シラヒゲウニ・シャコガイ類の放流・養殖用種苗が生産・配付され、2020（R2）年からはモズク養殖事業者向けに培養種の配付も開始されるなど、沖縄型「つくり育てる漁業」の取り組みが推進されています。

資源管理の分野においては、1972（S47）年に公布された「沖縄県漁業調整規則」により漁業の許可の手続き、水産動植物の採捕の制限等に加えて、沖縄海区漁業調整委員会の指示により、1998（H10）年からソデイカ漁業の操業承認や区域・漁法の制限等が実施され、2010（H22）年にはマチ類資源の保護区が設置されました。近年では、2015（H27）年よりスジアラ・シロクラベラの漁獲体長制限が段階的に対象海域を拡大しつつ実施され、2021（R3）年には

八重山沿岸海域において特徴的な産卵集団を形成するナミハタやイソフエフキ等を対象とした産卵場保護区が設置されるなど、各地で漁業者の自主的取り組みによる資源回復とその効果的な管理に向けた話し合いが活発化しています。

また、2020（R2）年に公表された「沖縄県資源管理方針」では、資源管理に関する基本的事項、特定水産資源ごとの知事管理区分や漁獲可能量の配分基準、漁獲量の管理手法等を規定しています。本県における特定水産資源の対象は「くろまぐろ」であり、県と漁業者はこの方針に基づいて本資源の持続的な利用を図ることとしています。

今後は、特定水産資源以外の魚種における資源管理の考え方や方向性についても、この方針に定める予定です。

6 漁業協同組合の変遷

（1）終戦から復帰まで

本県における漁業協同組合は「協同組合法」（1956（S31）年）及び「水産業協同組合法」（1969（S44）年）の立法に伴い組織変更、解散合併が幾度か行われ、復帰時点では、沿海地区出資漁協は33、業種別出資漁協は1となりました。

（2）復帰から現在まで

復帰後の1972（S47）年から1989（H1）年にかけて、新たに、那覇市沿岸漁協、沖縄県養鰻漁協、浦添市漁協、沖縄県近海鯖漁協、沖縄県蒲鉾水産加工業協同組合、伊平屋村漁協、宜野座村漁協及び沖縄県車海老漁協が設立されました。

また、1973（S48）年には合併により八重山漁協が誕生し、1989（H1）年度には沖縄県養鰻漁協と沖縄県鰹鯖漁協が解散しました。

その結果、2020（R2）年度末現在の漁協の数は、沿海地区出資漁協35、業種別出資漁協2、水産加工業協同組合1、となっています。

沿海地区出資漁協35組合の2020（R2）年度末現在における組合員数は4,646人（正組合員2,317人、准組合員2,329人）で、1組合平均組合員数は、133名（正組合員66人、准組合員67人）となっています。2020（R2）年度の35漁協の事業状況を見ると、購買事業総取扱高は25億1,130万円（1漁協平均取扱高は7,175万円）、販売事業総取扱高は88億8,013万円（1漁協平均取扱高は2億5,372万円）、

となっています。35漁協の総資産は123億2,148万円で1漁協平均3億5,204万円、同じく出資金は30億7,488万円で1漁協平均8,785万円となっています。当期末処分剰余金を見ると21漁協が利益を計上していますが、一方、本業の事業利益は3漁協のみが黒字という状況です。

正組合員数の減少により、経営規模の零細化が進み一部小規模組合で法定解散リスクが高まっているため、合併や事業統合による経営効率化や財務基盤の強化を図っていく必要があります。

なお、信用事業については、2002（H14）年12月の沖縄県信漁連への統合を経て、2021（R3）年4月1日の広域合併で九州信漁連沖縄統括支店による事業となっています。

おわりに

農林水産業は、県民生活に必要な食料を生産・供給するとともに、観光産業や食品製造業などの域内経済や雇用への波及効果、特色ある農林水産物の移出や輸出による域外所得の獲得、離島・過疎地域における基幹産業としての定住条件の確保など、重要な役割を担っています。

復帰後、5次にわたる振興計画では、生産基盤整備の進展をはじめ、各種近代化施設の導入、流通体制の整備や県産農林水産物の輸送コストの低減、ウリミバエやミカンコミバエの根絶など、本土との生産条件の格差の縮小が図られたことで、近年の農林漁業産出額は復帰当時の約2倍となる1,200億円前後で推移するとともに、ゴーヤーや小ぎく、マンゴー等の農産物や、全国有数の供給産地となった肉用子牛、また、クルマエビやモズク、海ブドウ等の水産物などさまざまな品目が「おきなわブランド」として認知されています。

一方で、農林水産業を取り巻く環境は、農林漁業従事者の減少や高齢化に加え、肥料・飼料等の世界的な需要の高まりによる生産資材価格の上昇、経済連携協定等のグローバル化の進展など、厳しい状況にあるほか、新型コロナウイルス感染症の影響や、脱炭素社会の実現に向けた意識の高まりなど新たな課題への対応も必要となっています。

このような状況を踏まえ、農林水産部では、生産や経営規模の拡大、多様な担い手の育成・確保、DXの推進などの徹底したおきなわブランドづくりの推進、地域資源の活用による域内循環の創出、観光産業等との積極的な連携などの出口戦略の強化を通じ、地域経済の活性化や農林漁業者の所得向上など、魅力と活力ある持続可能な農林水産業を目指します。

商工労働部のあゆみ



国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区(中城湾港新港地区工業団地)

はじめに

1972 (S 47) 年の本土復帰とともに沖縄が築き上げてきたのは、本土へのキャッチアップ(格差是正)から、フロンティア創造型の沖縄への転換を通して構築していく自立型経済への歩みでした。50年に及ぶ段階的な振興策の積み重ねと経済的発展を経て、「沖縄21世紀ビジョン」の実現に向けて着実に歩みを進める中、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は県経済に大きな影響を与えましたが、コロナ禍からの回復と成長に資する取り組みを進めながら、県経済の再生に向け再び歩み始めています。

商工労働分野では、第5次となる「沖縄21世紀ビジョン基本計画」のもと、沖縄の優位性を生かした成長のエンジンとなる移出型産業の育成と、成長の翼である域内産業の活性化を図るため、「日本と世界の架け橋となる強しなやかな自立型経済の構築」を目指して各種施策を展開してきました。あわせて、電力等のエネルギーの安定供給やクリーンエネルギーの導入拡大に加え、雇用の場の創出や就業支援、技能向上等の産業を支える各種施策を実施してきました。

今後もグローバル経済が進展していくことを踏まえ、さまざまな環境変化に対応し、「わが国の南の玄関口としての地理的優位性を生かした沖縄振興」や「県民一人一人が豊かさを実感できる社会の実現」につなげていくこととしています。

ここでは、商工労働分野におけるこれまでの施策の成果や

課題を概観するとともに、今後の沖縄の自立的発展に向けた産業振興の方向性を見ていきたいと考えています。

1 成長のエンジンとなる移出型産業の振興

(1) 情報通信産業の振興

沖縄の厳しい雇用情勢や財政依存の高い経済構造、地理的要因による製造業の振興の遅れといった沖縄の不利性を克服する産業を育成するため、1998 (H 10) 年9月に、21世紀の産業創出及び高度情報通信社会の先行的モデル地域の形成を目指した「沖縄県マルチメディアアイランド構想」を策定しました。2002 (H 14) 年8月には、同構想の推進計画となる「沖縄県情報通信産業振興計画」のもと、コールセンターをはじめとする情報通信関連産業を沖縄の新しい産業として振興するための施策を推進しました。当時は県内における情報通信基盤が十分ではなく、県外との通信コストが割高であったことから、情報通信基盤の整備や通信コストの低減化を支援し、沖縄振興特別措置法に基づく情報通信産業振興地域・特別特区の税制特例措置や、豊富な若年者労働力をインセンティブとした企業誘致を中心に展開してきました。

2008 (H 20) 年度からは、国内外の情報通信関連産業

の一大拠点を目指し、うるま市の中城湾港新港地区内に「沖縄IT津梁パーク」の整備を進めてきました。同パークでは、2009 (H 21) 年に供用を開始した中核機能支援施設をはじめ、2010 (H 22) 年に企業立地促進センター、2013 (H 25) 年にアジアIT研修センター及び、情報通信機器検証拠点施設、2021 (R 3) 年にアジアITビジネスセンターといった県有施設の整備に加え、民間による企業集積施設(7棟)の整備も進んでおり、2021 (R 3) 年度末現在、12棟の施設に38社が入居し、約2,300人の雇用が創出されています。

2012 (H 24) 年度には「おきなわ Smart Hub 構想」を策定し、沖縄経済の自立化に貢献する成長のエンジンとして情報通信産業の役割が期待され、成長著しいアジアの活力を取り込むべく国際的な情報通信ハブの形成に向けた施策を展開しました。2014 (H 26) 年に沖縄IT津梁パークや県内データセンター間を高速光回線で接続する「沖縄クラウドネットワーク」、2015 (H 27) 年に情報資産のバックアップやリスク分散化拠点を狙った公設民営の「沖縄情報通信センター(データセンター)」、2016 (H 28) 年に首都圏-沖縄-アジアを海底光ケーブルで接続した高速・大容量・低価格の「沖縄国際情報通信ネットワーク」といった産業基盤を重点的に整備しました。また、高度IT人材の育成やITビジネスの高度化支援、海外展開やIoT利活用の促進といったソフト面での施策も相まって、高度な技術や先端的なビジネスモデルを有する事業者が県内に立地し、ソフトウェア開発、情報サービス、コンテンツ制作、コールセンターなど多様な業種の集積が進み、産業としての高度化が図られています。

こうした中、2018 (H 30) 年5月、IT・デジタル分野に特化した産業支援機関として、「一般社団法人沖縄ITイノベーション戦略センター」を官民連携で設立されました。同センターでは、ビジネスにおけるIoT・データ利活用や、行政を含む幅広い分野でのデジタルトランスフォーメーション(DX)のサポート役として、ITイノベーションによる社会経済の発展に貢献しています。

2020 (R 2) 年現在における情報通信関連企業数は907社(うち県外からの立地企業数は496社)、雇用者数は4万



ResorTech EXPO 2022 in Okinawa

2,630人(うち県外からの立地企業の雇用者数は3万2,208人)、売上額は4,259億円(うち県外からの立地企業の売上額は2,033億円)に拡大しています。

今後は、「おきなわ Smart 産業ビジョン」(2022 (R 4) 年7月)に基づき、県内情報通信関連企業の集積を生かし、高度なビジネスモデルへの転換を図るとともに、ResorTech Okinawaによる産業DXの加速化を図っていきます。

(2) 国際物流拠点の形成(貿易の振興)

東アジアの中心に位置する地理的優位性やソフトパワーなど、本県の比較優位性を生かした産業構造を構築するため、成長が著しいアジアへのわが国の南の玄関口及び結節点としての機能を生かし、貿易の振興に取り組んでいます。その中で県産品の海外への販路拡大については、平成に入り株式会社沖縄県物産公社や県内事業者等と連携し、県主催の物産展等を開催するとともに、海外事務所等を活用して県内企業に対する支援体制の整備を図ってきました。

本県は、2007 (H 19) 年5月に国の「アジア・ゲートウェイ構想」の主要な拠点として、国際物流企業の誘致を核とした関連産業の集積に取り組むことを発表しました。同年6月にはANA(全日本空輸株式会社)が「国際貨物基地構想(沖縄貨物ハブ構想)」を表明し、同年7月、県とANAは、那覇空港の国際物流拠点形成に関する「基本合意」を締結しました。その後、2009 (H 21) 年10月に、東アジアの中心に位置する地理的優位性と豊富な航空路線網を生かした、那覇空港の沖縄国際物流ハブの運用がスタートしました。2019 (R 1) 年には那覇港国際コンテナターミナルの隣接地に大型・高機能な那覇港総合物流センターを整備し、空港と港湾との機能連結によるシー・アンド・エアなど多様な輸送経路の確保により国際物流拠点の形成を進めています。

2010 (H 22) 年9月に、これらの国際物流機能を生かし県内事業者等の海外展開を促進するため「沖縄国際物流ハブ活用推進事業」を開始し、就航大都市・地域における県産品の認知度向上と定番化を目指して、官民一体となった販路拡大の取り組みを推進してきました。

海外での県産品の認知度向上と定番化については、トップセールスの実施、海外における商談・見本市出展、プロモーション活動等に対する支援に加え、商品の輸出にかかるコンテナ輸送費の支援等、総合的な支援を行うとともに、独立行政法人ジェトロ沖縄貿易情報センターと連携した県内企業の海外見本市への出展支援や商談会等を開催してきました。加えて、2013 (H 25) 年度からは、沖縄国際物流ハブを活用した県産品や全国の特産品等の海外販路拡大を目的に、個別マッチング商談会としては国内最大級となる国際食品商談会「沖縄大交易会」を毎年実施し、県内のみならず全国各地の企業、自治体の沖縄を経由した海外販路の開拓を支援しています。



沖縄大交易会 2022

また、本県では公益財団法人沖縄県産業振興公社等と連携して、1990（H2）年5月に台北事務所、1995（H7）年1月に香港事務所、1996（H8）年8月にシンガポール事務所（2004（H16）年3月に廃止後、2015（H27）年4月に改めて設置）、1998（H10）年10月に福州事務所を設置しました。また、2005（H17）年2月に上海事務所を設置し、福州事務所を2014（H26）年4月に上海事務所福州駐在所とし、2012（H24）年3月に北京事務所、2019（H31）年4月にソウル事務所を設置してきました。海外事務所では、経済・貿易情報の収集・提供、県産品の販路拡大、県内企業等の現地活動支援、観光誘客、企業誘致などの活動を行っています。

2016（H28）年3月には、成長が見込まれるアジア諸国に隣接する沖縄の地理的優位性を生かし、海外需要を取り込み、県経済の成長・発展に資する目的で「沖縄県アジア経済戦略構想推進計画」を策定し、「アジアをつなぐ、国際競争力ある物流拠点の形成」など14の戦略をスピード感、スケール感をもって進めてきました。

これらの取り組みにより、沖縄から海外への輸出総額は、1972（S47）年の66億円から2021（R3）年には450億円となり、約6.8倍に増加しました。また、沖縄国際物流ハブ事業は、県産品の輸出促進や全国特産品の流通拠点化等に大きく貢献し、2019（R1）年度的那覇空港国際貨物取扱量は約10万tで同事業開始前と比べ、約55倍の伸びとなりました。特に、食料品・飲料関係の輸出額は10年間で約100倍の伸びを記録するなど、その成果は着実に現れています。

他方、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、2020（R2）年4月から2022（R4）年7月まで、貨物専用機を含む沖縄発着の国際航空便が全て運休となりました。2021（R3）年1月から、貨物専用機に加え、旅客便の貨物スペースを活用する沖縄国際物流ハブの新たなモデル（新モデル）による航空物流ネットワークの構築に取り組んでいます。

現在、アジア経済戦略構想に係る取り組みは「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に引き継がれており、「アジアのダイナ

ミズムを取り込む国際物流拠点の形成と臨空・臨港型産業の集積」等の施策を着実に推進し、国際物流拠点の形成により、沖縄のみならず日本とアジアの発展に貢献する「21世紀の万国津梁」を目指しています。

（3）臨空・臨港型産業の振興

復帰前の沖縄は、高度経済成長期の本土各県のような工業地帯の形成や技術集積がなされず、基地依存型の輸入経済構造となっていました。そこで、復帰後、本県では、中城湾港新港地区に工業用地を整備するとともに、国際物流拠点産業集積地域など沖縄独自の税制特例制度等を創設し、加工交易型産業の集積を図ってきました。

その結果、那覇空港、那覇港及び中城湾港新港地区を基軸とした国際物流拠点の形成が進展し、同拠点を活用したビジネスを展開する臨空・臨港型産業の集積が着実に進んでいます。2021（R3）年度には国際物流拠点産業集積地域のうち、中城湾港新港地区及び旧自由貿易地域の立地企業数は242社となり、約5,000人の雇用を生み出しています。

ア 自由貿易地域・特別自由貿易地域の設置

復帰にあわせて制定された沖縄振興開発特別措置法において、アジアに近接する地理的特性を生かし、企業立地の促進と貿易の振興を図ることを目的に自由貿易地域制度が設けられ、1987（S62）年12月、那覇市鏡水地先（2.7ha）が地域指定され、翌年7月に「自由貿易地域」として供用を開始しました。同地区では、関税法上の保税制度の活用により税関手続の迅速化を図るとともに、企業に対する税制・金融上の特例措置が講じられました。また、1999（H11）年3月には、中城湾港新港地区（122.4ha）が新たに特別自由貿易地域に指定されました。

イ 中城湾港新港地区工業団地の整備

中城湾港新港地区は、国、県、沖縄市及びうるま市の連携のもと、東海岸の流通拠点としての港湾施設の整備とあわせ、2007（H19）年度までに393haの工業用地、道路、下水道、住宅、公園等のインフラが整備されました。工業用地等は1989（H1）年度から分譲を開始し、2021（R3）年度末の分譲・利用率は、96%となっています。また、企業の初期投資の軽減や早期操業を支援するため、1999（H11）年度から賃貸工場の整備を開始し、入居企業の誘致に取り組みました。現在では、48棟の賃貸工場に54社の企業が入居するまでに拡大しています。

ウ 国際物流拠点産業集積地域の創設

2012（H24）年の沖縄振興特別措置法の改正により、国際物流拠点産業の集積を通じた産業及び貿易の振興に資す

るため、自由貿易地域及び特別自由貿易地域を発展的に解消し、新たに国際物流拠点産業集積地域が創設されました。2014（H26）年4月には、地域指定等の権限が主務大臣から沖縄県知事に委譲されました。対象地域は、2014（H26）年6月に那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市の全域と、中城湾港新港地区（362ha）が追加され、2022（R4）年8月にうるま市の仲嶺・上江洲地区（20ha）、平安座地区（216ha）、沖縄市の池武当地区（112ha）が追加されました。また、対象事業として、2014（H26）年4月に新たに航空機整備事業が追加されました。

エ 航空関連産業クラスターの形成

アジアにおける航空機整備需要の増加を見込み、2018（H30）年10月に那覇空港内に航空機整備施設を建設しました。航空機整備事業を核とした航空関連産業クラスターの形成に向け、航空機整備関連のパーツや装備品の保管、修理等を行う企業の誘致に取り組むとともに、県内教育機関等と連携して同産業を担う人材の育成に取り組んでいます。



航空機整備施設

オ 課題及び今後の展望

旧特別自由貿易地域においては、近年、企業集積が着実に進む一方で、分譲用地の不足が課題となっており、今後は市町村と連携し、新たな産業用地の確保に取り組むこととしています。また、旧自由貿易地域においては、高付加価値を生み出す物流産業等の集積につなげるため、今後の物流環境の変化に対応した高機能施設が必要となっており、関係機関と連携し整備を進めることとしています。引き続き、臨空・臨港型産業のさらなる集積に向け、関係機関と連携し、高付加価値を生み出す企業の誘致を行うほか、用地確保、集積施設の機能強化、税制特例措置の活用促進などに取り組めます。

（4）新たな産業の創出

沖縄県には、亜熱帯特有の生物資源が存在し、また、独自の歴史・風土の中で育まれてきた泡盛や豆腐ようといった発酵にかかわる黒麹菌、紅麹といった微生物等を活用した研究

開発が大学や企業等において活発に行われてきました。

これらを背景に、沖縄県では、有用な生物資源から付加価値の高い製品やサービスを生み出す新たな分野として、バイオテクノロジーを活用した産業の振興に注力しており、これまでに研究開発基盤の整備や研究開発支援、人材育成等に取り組んでいます。

具体的には、2003（H15）年度に、バイオテクノロジーを活用した健康食品や医薬品等の研究開発を促進するため「沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター」を設置、2013（H25）年度には、研究成果のより事業化に近い企業を支援するための施設として「沖縄バイオ産業振興センター」を設置しています。

沖縄の生物資源等を活用した「健康食品」に関しては、これまでに、商品の品質や安全性に関する基盤整備を実施しながら、販路開拓等にも取り組み、2015（H27）年度に消費者庁の機能性表示食品制度が開始されて以降、シークワサーやモズクなど沖縄の素材について、科学的根拠に基づいた機能性を明確化する取り組みも実施してきました。それら取り組みの結果、沖縄県健康産業協議会において、沖縄独自の健康食品ブランド「WELLNESS OKINAWA JAPAN（ウェルネスオキナワ ジャパン）」が創設され、認証商品は2021（R3）年度末までに12社23商品となっています。

研究開発に関しては、新たな商品やサービスを生み出すための研究開発支援を実施し、近年では、先端医療分野の中の再生医療に関する研究開発にも注力してきました。その結果、細胞大量培養装置の開発やヒトへの再生医療治療の臨床研究を実施する等、県内において再生医療治療を実施する医療機関が増えています。

人材育成としては、ゲノム情報等のデータを解析・加工等ができる「バイオインフォマティクス」の育成等に2019（R1）年度から取り組み、2021（R3）年度末までに252人が研修を終了し、健康食品や創薬等さまざまな分野で活躍することが期待されています。

このように、バイオ関連のさまざまな施策を実施した結果、県内のバイオ関連企業は、2000（H12）年度の10社から2021（R3）年度末には69社と大幅に増加し、バイオ関連企業の集積が図られています。

一方、集積している企業の多くが研究開発段階の企業であるため、売上や雇用者数等、大きな経済効果を創出するまでには至っていません。また、県内の理系人材の多くが県外に流出しているため、県内のバイオ関連企業は常に人材が不足しています。さらに、企業が製造段階に移行する際の県内の産業用地・施設等が不足していることも課題となっています。

今後は、これらの課題解決に向け、引き続き、バイオ関連企業等による研究開発、販路開拓、人材育成等に取り組めます。また、国内外から投資や人材を呼び込むため、国内外の

バイオ関連機関と連携し、ネットワーク構築を図ります。さらに、再生医療等の先端医療分野における実用化に向けた研究開発支援や、事業化に向けた経営課題の解決等にも取り組みます。加えて、研究開発から製造販売まで一連で事業展開が可能な産業拠点の整備に取り組み、バイオテクノロジーを活用した産業化を促進していきます。

2 成長の翼となる地域産業の活性化

(1) 中小企業の振興

本県において、全事業所に占める中小企業の割合は、2016（H28）年で全国平均並みの約99%となっています。

しかし、1事業所当たりの従業者数は、復帰した1972（S47）年において、全国の8人に対して5人であり、全国と比べて零細性が強く、経営基盤が弱い状況でした。経済活動の大部分を占め、新産業と雇用創出の担い手である中小企業が、自主的な努力により活力ある成長・発展を遂げることは、本県経済の自立的発展を図るうえで極めて重要であります。このため本県では、中小企業の経営基盤の強化に向けた支援に取り組んできました。

復帰当初においては、本土経済との一体化やオイルショック、1976（S51）年以降の沖縄国際海洋博覧会後の景気落ち込み等により、本県の中小企業・小規模企業者等は、厳しい経済環境の変化に置かれていました。

このため、中小企業の資金調達の円滑化や環境変化への対応を目的に、金融機関との協調融資である県融資制度、信用保証協会が中核を担う信用補完制度及び、中小企業が共同で行う事業に対する中小企業高度化資金等による融資や支援を実施してきました。2000（H12）年には、経営面、技術面等の問題解決を図るため、現在の公益財団法人沖縄県産業振興公社を、本県の「中小企業支援センター」として指定し、情報提供や販路開拓、人材育成等をワン・ストップ体制で支援してきました。

また、2007（H19）年度には「沖縄県中小企業の振興に関する条例」を制定し、中小企業等への施策の充実や、経営革新や創業の促進、経営基盤の強化や資金調達の円滑化に総合的に取り組んでいます。2012（H24）年度以降は、一括交付金（ソフト）を活用し、戦略的な経営管理による経営基盤強化及び成長に資するプロジェクト推進のための事業費の助成及びハンズオン支援等を実施しました。これらの取り組みにより、復帰以降、1事業所当たりの従業員数は、1972（S47）年の5.0人から、2016（H28）年には8.6人と着実に増加しており、全国との差も縮まっています。加えて、商工会、商工会議所の経営指導員による巡回指導などに取り組んだことで、商工会における支援体制が強化され、商工会の会員数が増加、事

業者数全体に占める商工会会員数の割合である組織率が全国1位となるなど、地域の小規模な事業者の支援体制の構築が進んでいます。

また、中小企業者等の経営の合理化・近代化を促進するため、中小企業の組合設立等の指導を行い、組織化を促した結果、地域資源を活用するための零細事業者等による新規組合設立も見られました。中でも、組合を対象とした長期・低利の高度化資金の活用により、浦添市西洲や中城湾港地区への卸売業や製造業の集団移転、商店街のアーケード等共同施設の建設等が実施され、中小企業者の集団化、共同化等が図られてきました。

このほか、2017（H29）年に民間の調査会社が実施した調査によると、県内の企業の約8割が後継者不在となっており、その割合は、全国で最も高くなっています。このため、創業後の支援により創業直後の廃業防止に取り組むとともに、後継者が確保できないことによる廃業防止に向け、事業承継前の事業者に対して巡回訪問を行い、事業承継計画策定等の支援や承継実施に要する経費への補助などにより、2022（R4）年においては、後継者不在率が改善しました。

中小企業・小規模事業者がほとんどである県内企業においては、経営ノウハウやマーケティング戦略、人材育成等の経営力・市場競争力の底上げが必要であり、人材投資による生産性向上に加え、各支援機関との連携による経営基盤の強化、設備投資やDXの推進等による生産性の向上、事業承継に伴う経営資源の引き継ぎの円滑化、企業の成長に資する資金繰り支援等による「稼ぐ力」の向上に取り組み、中小企業等の持続的な成長に向け支援していきます。

(2) 製造業の振興

本県では、1977（S52）年度から、生産者の生産意欲の高揚と県産品に対する消費者意識の啓発を図るため「沖縄の産業まつり」を開催し、県産品の品質の向上と販路の拡大を推進しています。また、県産品の消費拡大などを目的に、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」を定めており、その中で県が発注する全ての業務について県内企業を優先するよう努めるほか、県産品奨励運動などに取り組んでいます。

沖縄の伝統的な工業製品である泡盛については、商品開発支援や県外市場開拓、品質向上等に取り組んだことにより、出荷数量は順調に増加しましたが、2005（H17）年以降、若者のアルコール離れ、消費者嗜好の多様化等の要因により、出荷数量の減少が続いています。2022（R4）年度税制改正では、復帰以降講じられていた沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置が段階的に廃止されることとなりました。このような状況から、泡盛等について多様化する消費者嗜好に対応した商品開発等支援に取り組む必要があります。

また、競争力のあるものづくり産業の創出を促進するため、地域資源等を活用した商品の開発に取り組む県内事業者に対して開発費の補助や製品開発に係る技術支援、市場調査等の支援を行ってきました。本県の製造品出荷額（石油製品を除く）は、1972（S47）年の1,055億円から2020（R2）年の4,636億円と約4倍に増加しています。

沖縄県工業技術センターでは、これまで地域技術の向上のために試験研究・開発、技術相談・支援等のさまざまな施策を行ってきました。泡盛など酒類の新製品開発や、陶器の品質向上のための技術開発、電動車の開発、生分解性プラスチック原料の生産技術開発などにより、食品、窯業、機械金属、化学関連の研究分野において着実に工業製品の品質向上、製品開発や生産増に寄与してきました。また、企業の生産現場における技術指導や、企業からの依頼による専門技術習得のための技術者受け入れ等の人材育成を行ってきました。

一方、2018（H30）年度の県内総生産額に占める製造業の割合は、全国平均の約20.3%に対し、本県は約4.4%と低い産業構造となっています。その要因として、生産基盤の脆弱さや人材不足などの他、ものづくりの基盤となるサポーター産業（工業製品等の製造を支える金型や金属加工などの周辺産業）の集積が少なく、県内生産技術の高度化が立ち遅れていること等が考えられます。

このため、ものづくり産業の高度化を図るため、沖縄県工業技術センターを活用した先端研究や先端技術導入の促進、県内製造業の高度化と生産性向上に係る支援の充実等に取り組めます。加えて、市場やものづくり産業の技術支援のニーズを捉え、サポーター産業の集積や試験研究機関等に研究設備・体制等を整備し、製品や技術の開発に取り組んでいきます。

伝統工芸産業の振興

本県には、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき、経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品が16品目あり、全国では東京都、京都府に次いで3番目の指定品目数を誇るなど、県内外から高い評価を受けています。

これら伝統工芸産業の振興を図るため、1973（S48）年に全国に先駆けて「沖縄県伝統工芸産業振興条例」を制定しました。1979（S54）年には同条例に基づく「第1次沖縄県伝統工芸産業振興計画」を策定し、これまで8次にわたり人材の育成確保や新規需要の開拓など諸施策を講じてきました。これらの取り組みに加え、工芸産地や市町村の努力と相まって、工芸産業生産額の増加など一定の成果を上げてきました。また、1974（S49）年には、伝統工芸指導所（現・沖縄県工芸振興センター）を設置し、染織物、木漆工分野の専門的な技術研修を行い、工芸技術者の養成を行ってきました。近年は、生活様式の変化や廉価で使い勝手の良い生活用品の浸透によ

る需要の減退、後継者不足、原材料価格の高騰や良質な原材料の入手難等が課題となっています。

一方、伝統工芸産業は本県の製造業全体に占める比重は小さいものの、伝統工芸品は沖縄独自の歴史や文化、豊かな自然環境を反映しており、地域に根ざした沖縄のソフトパワーを生かした産業として、特色ある地域づくりや観光、ファッション、インテリアなど幅広い分野において大きな発展の可能性を有しています。

このため、本県では、これまでの8次にわたる沖縄県伝統工芸産業振興計画の成果と課題を受け継ぎ、2022（R4）年3月に「第9次沖縄県伝統工芸産業振興計画」を策定しており、今後は本計画に基づき、工芸従事者や関係機関等との連携を図り、効果的な施策推進に取り組んでいきます。

また、本県工芸産業の振興のため、人と技術・情報の交流拠点となる施設として、2022（R4）年度に「おきなわ工芸の杜」を開館しました。本施設を工芸産業振興の拠点として、伝統工芸事業者、流通事業者、消費者、関係機関等の有機的なネットワークの構築に取り組むとともに、人材育成、起業支援、商品開発支援、異業種・異分野との交流促進等、さまざまな段階に応じた支援を実施していきます。



おきなわ工芸の杜

(3) 物産振興

沖縄県は、独自の気候風土や歴史的・文化的背景の中で育まれてきた魅力的な農林水産物や加工食品、工芸品、土産品等の物産が豊富に存在します。県内外の市場におけるこれら物産の販売拡大等により、県外市場から稼ぎ県内市場の経済循環を高めることが地域経済の発展を図るうえで重要になります。

一方、本県は島しょ性に起因する物流コストの高さや市場の狭隘さといった産業振興面の不利性を抱え、事業規模拡大や生産性向上等により競争力を高めることが難しい環境にあることから、単独で県外市場に販路を拡大することが難しい小規模事業者が多くなっています。

このような状況に対処して県産品の県外販路拡大を図るため、復帰後、県及び社団法人沖縄県物産振興会を中心に県外で物産展等を開催してきましたが、地域商社機能を持つ組



2012（H 24）年には、国・県・労働団体・経済団体が一体となり、地域の経済・雇用情勢を見通しつつ、効果的な雇用施策を協議し、推進するために沖縄県雇用対策推進協議会を設立しました。

同協議会において、雇用機会の創出・拡大と求職者支援の総合的な拠点施設の設立が提案され、2013（H 25）年4月に「グジョブセンターおきなわ」を開所しました。グジョブセンターおきなわでは、国や県など関係機関による職業紹介、就職・生活支援などのサービスを集約し、ワンストップで求職者の支援を行っており、2021（R 3）年までに延べ利用者は32万人を超えています。

これまでの県の取り組みや観光客の増加を背景とした好況により、完全失業率は大幅に改善しているものの、依然として全国平均を下回る厳しい状況にあります。特に29歳までの若年者の完全失業率や離職率が全国平均より高い状況にあります。また、有効求人倍率の上昇に伴い顕著になってきた人手不足や、今後の人口減少を見据えた課題に取り組んでいく必要があります。

このため、県では、雇用機会の確保と多様な人材の活躍促進、多様な働き方の促進と働きやすい環境づくり、若年者の活躍促進、女性が活躍できる環境づくりの施策を展開し、働く人一人ひとりが、より良い将来展望を持ち、安心して働ける社会の実現を目指しています。

（2）職業能力の開発と労働環境の改善

ア 公共職業訓練

復帰と同時に国の職業訓練法が適用され、コザ一般職業訓練所がコザ専修職業訓練校に、那覇一般職業訓練所が那覇専修職業訓練校に改称され、雇用促進事業団立沖縄総合高等職業訓練校と併せて3校で、新規卒業者や離職者及び企業等の在職者に対する職業訓練が実施されてきました。

1976（S 51）年にはコザ専修職業訓練校が具志川市に、1981（S 56）年には那覇専修職業訓練校が浦添市に移転新築され、名称もそれぞれ具志川職業訓練校、浦添職業訓練校と改称されました。1985（S 60）年には職業能力開発促進法が新たに制定され、訓練内容等指導体制を強化するなど、技能労働者の人材育成に努めてきました。1992（H 4）年4月には労働省（当時）所管の雇用・能力開発機構によって、産業界で活躍できる実践的技能者養成のための2年間の専門課程を有する短期大学校が開校、その後1999（H 11）年には大学校に昇格しました。雇用・能力開発機構の業務を引き継ぎ2004（H 16）年3月に設立された独立行政法人雇用・能力開発機構は、2011（H 23）年10月から独立行政法人高齢障害・求職者支援機構に名称変更されました。県立の職業訓練校2校と機構立の2校と併せて計4校の公共職業訓練施設によって、毎年1,000人余の修了生を産業界に送り出し、産

業の発展と労働者の職業の安定及び地位の向上に大きく寄与してきました。

イ 労働環境の改善

1946（S 21）年に制定された労働基準法は、平成においても数次の改正が行われ、週40時間労働や時間外労働等に対する割増賃金率の拡大、年次有給休暇の付与要件についての緩和のほか、労働条件通知書の交付等が制度化されました。また、2018（H 30）年に働き方改革関連法が公布され、少子高齢化による労働人口の減少、長時間労働の慢性化、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の賃金格差、有給休暇取得率の低迷、育児や介護との両立など、働く人のニーズの多様化などに関する法令が順次施行されました。県でも、労働条件の向上を図るため、事業主等への労働関係法の周知啓発等を行ってきましたが、ワーク・ライフ・バランスの推進や職場における女性活躍の推進、男女間の格差是正や正規雇用・非正規雇用の同一労働・同一賃金等の促進を図るため、県内事業者に対する周知啓発に加え、専門家派遣等による支援を行っています。

ウ 駐留軍従業員の労務管理と離職者の対策

駐留軍従業員の雇用形態は、復帰前は米軍が直接雇用する制度（直接雇用制度）でしたが、復帰後は日本政府が雇用し米軍が使用する制度（間接雇用制度）になりました。駐留軍従業員の給与支払い等の労務管理に関する業務は、主に県的那覇及びコザ両渉外労務管理事務所で行っていましたが、2003（H 15）年度以降は独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（エルモ）が行っています。

駐留軍従業員の離職者対策について、米軍基地の整理縮小等により、多数の駐留軍従業員の離職が見込まれる場合、県は沖縄県駐留軍関係離職者等対策協議会を設置し、必要な施策について関係行政機関相互の連絡調整を図っています。また、離職等の影響を受けるとされる関連施設の従業員には、配置転換等が円滑に行われるよう新たな知識、技能を習得させるための職業訓練を実施しています。

エ 課題及び今後の展望

今後の職業訓練については、人口減少・少子高齢化による労働者の職業人生の長期化や社会全体のDXの加速化を促進するためのデジタル活用人材の育成等、労働環境の変化に応じて多様な職業訓練を提供し、産業振興策と一体となった人材育成及び時代のニーズに対応した多様な職業能力の開発が求められています。また、労働環境の向上については、人材確保の観点からも求められ、テレワーク等新しい技術を取り入れた柔軟な働き方や副業・兼業など新しい働き方を取り入れつつ、ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実

現のため、ワーク・ライフ・バランス推進等に取り組んでいきます。

おわりに

これまで見てきたように、沖縄県ではアジア経済の成長を取り込むための情報通信関連産業の振興や臨空・臨港型産業の集積とともに、県内事業者による県産品の海外展開の促進を図ってきました。また、域内産業の活性化に向け、地域資源を活用した付加価値の高い製品開発や、ものづくりにおける基盤技術の高度化を図る等、県内企業の成長に資する取り組みを実施してきました。

しかしながら、各産業の収益力や生産性の低さが課題となっており、強くなやかな自立型経済の構築は、なお道半ばとなっています。

今後は、新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込んだ経済の回復を前提に、観光・リゾート産業、情報通信関連

産業などの比較優位性のある産業を育成し、域内産業との経済循環の仕組みを構築することで経済の活性化を図ることが必要となります。そのため企業の設備投資を後押しし、産業のデジタル化の促進や県内の産業間を横断するマーケティング力の強化など、全ての産業の高度化と高付加価値化を図ることで、企業の稼ぐ力の強化を図っていきます。また、付加価値の高い域外の市場へ県産品等を出し、外貨を稼ぐとともに、県内における原料の調達や県産品等の域内消費の拡大等により、域内経済循環の仕組みを構築することで、強くなやかな自立型経済の構築を目指していきます。さらには、企業が稼いだ付加価値を、さらなる設備投資や、従業員の人材育成への投資などへ適切に分配し、県民の給与所得の向上と企業の持続的な発展を促すとともに、社会課題解決にも繋がる企業の成長サイクルを生み出していきます。